

安政の大災害関係史料(二)

前田一郎(立命館大学講師)

一 安政の大災害後の社会状況

安政五年(一八五八)二月二十六日、マグニチュード七・一の大地震が北陸・飛騨一带をおそった。立山カルデラにおいては大鳶山・小鳶山などが崩壊し、崩落した土砂で常願寺川本流の真川、立山カルデラを流れる湯川が堰とめられ、三月十日、四月二十六日の二度にわたって洪水が発生し、富山城下をはじめとする一带に広大な被害をもたらした。

さらに「土用前々多分雨天勝二付」(六月廿九日付)、「土用中永雨甚不宜」(六月廿八日付)、「当年不順之土用二付」(六月廿九日付)とあるように、立秋の前、夏の土用前から雨天がちになり、土用中は長雨となった。

この時期、五ヶ山赤尾谷組下出村では龍女をめぐって騒ぎとなっている。同村の長次郎が出作先の牧野谷の小屋で寝ているときに、蓑谷村の縄池の龍神から夢告を受けたというものである。龍神は、近年三か年の間に縄池に毒を入れられて住みがたいので、池の掃除を願っており、このことを蓑谷村の肝煎方に懸け合っしてほしいということを告げたのであった。長次郎から相談を受けた村では六月二十八日付で金物類がないか調べるとともに、禅僧を雇って池で祈祷すべく御郡奉行所・御改作奉行所に願い出ている。そして七月六日に城端法楽寺の禅僧が池の辺で祈祷をして人氣が静まっている(七月十三日付)。

龍神は七月七日までに広安川の方に行きたいが所々に経堂があつて難しいので、天に上りたいと思うが、そうすれば医王山の龍神も外に行くことになり、そうすれば「越中之谷ニハ水も無之様ニ相成候に付」と越中で水がなくなることを心配して、もともとの縄池の掃除を願っている。またこの願を肝煎方に届けてくれたならば「一生みのりを懸ケ可申旨」を伝えている。安政の地震によって周辺の地下水脈が変ったことも想定できるが、それよりも龍神がそもそも雲

雨を自在に支配する力をもつものと考えれば、土用前から雨天がちになり、土用中長雨となったことを背景に、「小前之者共此末作方如何可相成哉与申慣罷在候躰」(六月廿九日付)とあるように今後の収穫が心配される中で、龍神の夢告があつたことは示唆的である。つまり龍神の願を聞き入れることで、「一生みのり」が保証されるという功德が示されているからである。安政の地震・洪水後の長雨が収穫に与える影響が予想以上に懸念されていたことを示すものと考えられる。また魚津在住役においても「当年不順之土用二付、作躰二障り候事も無之哉、聞合候様魚津表へ申遣置候」とあるよう天候不順が作躰に与える影響が懸念されており、六月末段階で小前の者共も「惣而作躰不宜由」と見ていたのである(六月廿九日付)。

一方、この時期の河川の様子については、常願寺川上流は「常願寺川々上真川水溜等之様子」「相替申義相聞得不申候」(六月二十八日付)、「常願寺川上二水溜之義ハ最早出水之憂も無御座様子二而、只今二而ハ所方一通り之者ハ出水之義ハ古昔之事之様ニ存忘れ居候様子」(七月六日付)とあるように、心配はされていない。しかし庄川・小矢部川について「余程之出水」があつたこと(七月六日付)、神通川についても出水があり、「舟損之義」(七月九日付)という被害があつたのである。

また米価は安政四年(一八五七)からじりじりと上昇傾向にあり(水島誠『加賀藩・越中藩の社会経済史的研究』、文献出版、一九八二年)、翌同五年には「春来米価高貴二而」(七月廿八日付)、「当夏以来米価高直二而」(八月廿七日付)とあるように、春・夏とさらに高騰し、「御城下米価高貴至極之時節柄二付」(七月十五日付)、「富山表米価高貴二付」(十月四日付)、「諸方共米価高直二御座候」(十月十三日付)、「三御郡町在共米穀高直故」(十二月付)として、加賀国金沢

や越中国では、秋から冬にかけて米価は町方・在方ともに高止りの状況にあったのである。

このような状況の中で、六月から七月にかけて、加賀藩領の各地では打ち毀しが発生する。「魚津御用言上留」第一冊には次のような一件が記されている。

①六月三日、越中国射水郡上庄組大野新村惣右衛門方の打ち毀し

三日夜、射水郡上庄谷筋の論田村など十ヶ村の村民七、八十人ばかりが竹の筒を吹き鳴らし大声を上げながら、射水郡上庄組大野新村の惣右衛門方にやってきて、うち十人余りが同人宅を打ち毀した。翌四日夜にも同じく竹の筒を吹き鳴らし大声を上げながら、大野新村にやってきて、村々の者に出るよう呼びかけ、惣右衛門のことを悪く申し立てて、隣村まで出向いて退去した。惣右衛門は上庄組三十三ヶ村上納世話方の一人で、論田村などへの利息銀・諸雑用の取立てをめぐって、十ヶ村の村民は「過分之趣」があると思つて、上納世話方の中心人物である惣右衛門方を打ち毀した(六月十日・十二日・十五日付)。

②六月十日、越中国礪波郡石黒組能美新村与三市(与三郎とも)方の打ち毀し
十日夜、加賀藩領筋から二百人ばかりが能美新村にやってきて、与三市宅を打ち毀した(六月十八日・廿一日付)。

③六月十一日、加賀国石川郡菱池水村六兵衛方の打ち毀し

十一日夜、百人余が菱池水村にやってきて、六兵衛宅を打ち毀した(六月廿一日付)。

④六月十三日頃、加賀国河北郡二俣村弥次兵衛方をめぐる不穏な動き

十三日頃、五、六十人が二俣村にやってきたが、同村の村民が大勢かけあつてきたので、しばらくして退去した(六月廿一日付)。

⑤七月十一日夜・十三日夜、越中国礪波郡般若組千保川原における不穏な動き
四、五人ずつ、三、四ヶ所に集まって、「頭高い」と高声で半時ばかり呼び歩いたが、十四日夜より追々静まった(七月廿一日付)。

⑥七月十二日、越中国射水郡大袋組放生津村における不穏な動き

十二日夜、極難渋人の女・子どもが打ち交じつて、放生津四十物町辺で騒々しく申し立て歩いた。米一升につき九十文の直段で迷惑しているところに、批

屋が飯米を売らないので、困窮していることからおきた(七月十五日・十七日付)。

⑦七月十三日、越中国礪波郡井波町端における不穏な動き

二十三日夜、二、三十人ばかりが高声で呼び歩いた(七月廿二日付)。

⑧七月十五日過ぎ、越中国射水郡大門新町・小杉新町・下村三ヶ村における人氣不穏
盆後、少し人氣が不穏であつたので、村役人共が詮議して批屋米の直段を下げることで、人氣が治まった(七月廿一日付)。

⑨七月十五日夜・十六日夜、越中国礪波郡般若組瀧村領山における不穏な動き
十五日夜、十四、五人ばかり、十六日夜十二、三人ばかりが騒々しく申し立てをした。十七日夜より静まった(七月廿一日付)。

⑩七月十五、十六日頃、越中国礪波郡小矢部川原における不穏な動き
十五、十六日頃、今石動近在の田川村領に二十七、八人、小矢部川の川原に二百人ばかりが寄り集まって高声で呼び歩いた(七月廿二日付)。

⑪七月十六日、越中国射水郡高岡における打ち毀し
十一日に米一升につき九十九文の直段になり、軽き者共は難渋し、十五日暮

に貧者の女共が子どもを引き連れて、三、四十人ばかりが分限宜しき者共の家の前で、米相場が高くなり、いづれも困窮して空腹であるので、食物をくれるように申し立てた。所方役人が取救方を詮議中であると論したので、一旦引き揚げた。翌十六日夜になって地蔵川原辺りで、高岡小前の者共、男女六、七百人ばかりが寄り集まり、四手に分れて身元宜しき者・批屋渡世の者などを打ち毀した。その際、身元宜しき者共が米を買占めをしているので、米価が高直になり、軽き者共が困窮していると大声で申し立てて、打ち毀したともされる。あるいは米一升につき百十七文の直段で売り、さらに米売が不足しているので買占めをしていると申し立てて打ち毀しに及んだともされる。その数、大損十八軒、中損十四軒、小損十一軒であつた。また町会所と橋番町社前の二ヶ所に仮名で「高岡町中焼まくり可申杯」と書かれた張紙があつた(七月十九日付)

⑫七月十六日、越中国射水郡氷見町における打ち毀し

十六日夜、米一升につき百七文の直段で売っていたところ、軽き者男女六、七百人ばかりが身元宜しき町屋三十軒ばかりを打ち毀した(七月十九日付)。あるいは十六日夜朝日山に二百人ばかりが打ち寄り、貝を吹きながら「食れぬく」と呼び、氷見町に女百人ばかりが入り込み、あとから男女四、五百人ばかりも来て、「救米無之故此家毀呉、彼家毀呉」と言い、毀す者は「火事しや、く」と言つて、分限宜しき者共の家二十五、六軒を打ち毀した(七月廿一日付)。

⑬七月十七日夜、越中国礪波郡若林組戸出村新屋仁兵衛・石丸屋三右衛門方の打ち毀し

戸出村の難渋の者共女・子どもが入り交り、二十人ばかりが割木鉢のものを携えて新屋仁兵衛・石丸屋三右衛門方の前で高声で「米直段高直二而頭高く及渴命二、早速直段下直二いたし呉」と呼んで、割木で打ち毀した(七月廿一日付)。

⑭七月十八日、越中国礪波郡福光村油屋甚吉方の打ち毀し

十八日夜、四、五十人ばかりが油屋甚吉方を打ち毀した(七月廿二日付)。

⑮七月十九日、越中国射水郡放生津町における打ち毀し

十九日午後、軽き者百人ばかりが窮民を顧みず売米するのをさせまいと狼藉を働いたので、所役人が駆けつけて制し、夕景になって一旦は退去したが、夜になってまた追々五、六百人ばかりが集まってきて、町家二十二軒を打ち壊した(七月廿二日付)。

魚津在住役という職掌上、③④を除けば、六月から七月にかけての不穏な動きは、越中国三郡のうち、主として射水・礪波の二郡にあらわれている。①②④の六月のうち、①はいわば上納の算用をめぐっておきた打ち毀しであり、②④の直接の原因は記されていないが、いずれも背後に村方困窮があると思われる(六月末、石川・河北郡の山村の百姓が鴛ヶ原・二タ股村の長百姓の家を打ち毀した『富山県史』通史編IV近世下、一九八三年、富山県)。七月には加賀国金沢城下における下層民の騒擾や山方百姓による石川郡鶴来町への打ち毀しなどがあるが(前掲『富山県史』、⑤⑥⑦は、いずれも越中国射水・礪波二郡において、主に「極難渋の者共」「軽き者」などが主体となつて、いずれも「頭高い」に象徴されるように米価高直を原因として打ち毀しなどの動きが記され

ている。但し七月十六日の今石動の動き、七月二十五日の井波町の打ち毀し(前掲『富山県史』)は魚津役屋敷に注進がなかったためか記されていない。

八月に入ると、三日、能登国輪島で打ち毀しが発生するが(前掲『富山県史』)、この報告も得ていないようである。七・八月に連続して発生した打ち毀しは、『近山仙人之繰言』をして「如此之事は、御国初以来二百五十年之間に未曾有之変事に而、今一際甚敷騒立治り兼候へば一揆といふ程之事なり。されど其後は治りたり。誠に容易ならざる事にて、可恐又可歎事也」(『加賀藩史料』幕末編上巻、前田育徳会、一九五八年)と言わしめているように、一揆直前の状況として危機意識をもつて見られていた。

九月以降の動きは次のようである。

⑯九月二十一日～二十六日頃、越中国富山表における大勢の物貴

白米一升につき百十九文、百十四文となつても、分限宜しき者共は救方をせず、下々はますます難渋しているので、九月二十一日～二十六日頃、男女童入り交じつて百人あるいは二百人ずつ夜に身元宜しき者方へ物費に出た(十月四日付)。

⑰十一月五日以前、越中国新川郡金尾新村領など騒立

春の地震後の出水で(三月十日か)、水損で砂入り地に植付けをした所が去年に比べて五歩ばかり作鉢が悪かったので、十村役の見立ての上、御貸米を願つたが、聞届がなく困窮していることによる(十一月五日付)

⑱十一月五日以前、越中国礪波郡立野辺における騒立(十一月五日付)

⑲十二月初、駒町辺百姓共願方の義につき騒立(十二月廿七日付)

九月になつても米価高直を原因とする動きが⑯のように富山表で見られる。⑰は作鉢不良による貸米願が聞き届けられず村方困窮によるものだが、⑱⑲の一件の詳細は記されていない。また十月三～六日の新川郡泊町の騒動、十一月四日の礪波郡芹谷村の騒動(前掲『富山県史』)は魚津役屋敷に注進がなかったためか記されていない。

二 魚津在住役の対応

(一) 魚津在住役の懸念

①六月三日の射水郡上庄組大野新村惣右衛門方の打ち毀し、②六月十日の礪波郡石黒組能美新村与三市(与三郎とも)方の打ち毀しは、ともに魚津役屋敷への注進を受けて、事後に与力・同心横目等が出役している(六月十日・十二日・十五日付)。②の出役の際に、③六月十一日の石川郡菱池水村六兵衛方の打ち毀し、④六月十三日頃の河北郡二俣村弥次兵衛方をめぐる不穏な動きの風評を把握し、②④がいずれも加賀藩領の百姓共によるものと魚津在住役の成瀬主税に報告されている(六月十八日・廿一日付)。

五月末から六月にかけて三御郡盜賊改方御用として加人森島彦左衛門の夏廻が行われるが、六月現在、三郡作方として麦・菜種などの春作はよいが、綿・胡麻・瓜類の畑物はよくないこと、井波・城端の絹、戸出・福野・福光の布は「随分潤色」であることなどの報告がなされている(六月廿八日付)。しかし成瀬主税は打ち毀しの報告を受けて、先述したように天候不順が作鉢に与える影響を懸念していた(六月廿九日付)。また魚津表においても、天候不順によって米不足の状況が所方の役人によって心配され、こうした状況の中で「富家共等之内賄米持居候へ共、彼是申候而急々売払不申杯之聞得も御座候二付」として富裕層による売り惜しみがあるという情報を得て、三郡へ月並廻りとして同心横目などが一斉に出役している(七月六日付)。

作鉢への懸念を抱く魚津在住役の成瀬主税は金沢にいたので、越中の各奉行が出府した際には支配領域の様子を尋ねている。礪波・射水郡奉行には五ヶ山縄池の龍神一件を「余り之怪談二候故、畢竟御縮方二指障り候義」(七月十三日付)として手当方を尋ねている。また新川郡奉行には御郡方の様子を探ね、郡方より出米もあつて騒がしき義はないということを知っている。魚津町奉行には町方の様子を探ねているが、出米などないことだが、実際には米は出ていると聞いている。成瀬主税は、総じて越中筋の作鉢について見込も立たないとも、それほどは去年程は取れるとも言われ、よくわからないとした上で、「此上風高二候か降候か天氣過不順二御座候へ者、宜義ハ有御座間

敷哉二奉存候、町売米価ハ所ニハ寄候へ共、先一升八十銅余、九十銅余ニ而、金沢とハ大ニ違候由御郡奉行等申聞候、猶更大勢騒立候様義有之候而ハ相成不申候間、油断無之様斷立方申談置候」(七月十三日付)として、これ以上の天候不順はよいことはないとし、金沢と異なつて米価が高騰していることを確認し、「大勢騒立候様之義」になつてはならないとしている。同時に魚津表に対して「御領国中之中ニハ米買メ候者も有之鉢被為聞召、軽キ者とも相騒候而ハ不容易儀二付、前広手当方仕候様与力中へ被仰渡候二付」(七月十五日付)、あるいは「米買メ候者も有之鉢風評承り候二付、越中筋騒立候事ハ不相成与奉存候、魚津与力共へ猶更油断仕間敷、騒立候跡ニ而者甲斐なき事、何とか為騒立不申様之手当方可仕様申渡候二付」(七月十七日付)とあるように、米買占めに端を発する軽き者共の騒動が予見されていて与力中にそれを防ぐ手当方をするように指示を出していたのである。

(二) 高岡の打ち毀しの衝撃

しかしこうした懸念・予見は現実のものとなつていくのである。配下の同心が射水郡放生津村に止宿しているとき、七月十二日に⑥の不穏な動きに遭遇して出役し、騒立を制して願方を促して退散させている。その上で騒立の原因の探索を行い、所役人方に御締方を嚴重に指示して、急遽予定を変更して礪波筋・射水筋と二手に分れて廻ることになっている(七月十五日・十七日付)。魚津在住役の成瀬主税は⑥の放生津の騒ぎが礪波射水郡奉行の二人が金沢に出府している最中に起きたことを重視して御用番の横山近江守に口達で上申している(七月十七日付)、この見方を裏付けるように魚津在住役の配下役人から上申された⑤⑦⑧の不穏な動きや打ち毀しは射水郡・礪波郡のものであった。

⑤七月十一日夜〃十三日夜の礪波郡般若組千保川原における不穏な動き(七月廿一日付)、⑧七月十五日過ぎの射水郡大門新町・小杉新町・下村三か村における人氣不穏(七月廿一日付)、⑨七月十五日夜〃十六日夜の礪波郡般若組瀧村領山における不穏な動き(七月廿一日付)はいずれも事後に同心が出役して、その様子、その後の処置を探索している。これらの報告を受けた魚津在住

役の成瀬主税は「所々騒々敷鉢二付、当分三御郡共同心不相廻ニ可致様魚津表へ申遣置候」として同心が三郡を廻らないように指示をしている。続いて七月十六日には射水郡の高岡と氷見町の二ヶ所で打ち毀しが発生し(⑪⑫)、これも事後に配下役人がそれぞれ出役し、打ち毀しの様子と原因、その後の処置を把握している(七月十九日・廿一日付)。また⑬七月十七日夜の礪波郡若林組戸出村新屋仁兵衛・石丸屋三右衛門方の打ち毀し(七月廿一日付)も事後に探索をしている。

魚津在住役には⑤⑧⑨よりも⑪⑫の一件報告が先に到着したので、この事態を受けて魚津在住役の成瀬主税は言上方について取次に伺いをたて、おそらく打ち毀しのことを念頭に置いてのことだと思われるが、「表へ頭れ候義故」という理由で、取次をもつて言上することから御用部屋に直接申し上げることに変更の許可を得ている(七月十九日付)。その後、⑤⑧⑨の一件の報告があったことから、「同敷騒立候様一件之内にも種々様子合も御座候義ニ候間、右小紙様之義ハ以後何卒以御執次奉申上度奉存候」としてこれらのような一件は元の通り取次をもつて言上することに切り換えようとしている(七月廿一日付)。これら一件のうち、特に⑪の射水郡高岡の打ち毀し報告が詳細であり、魚津在住役の成瀬主税は「高岡之義杯別紙小紙之表ニ而相考候へハ、御救方并貧窮人歎候趣等町奉行在金沢ニ候故、兎角指図方も後レ候様ニ被存申候、外ニも事急成義故、先所役人或者分限者より取救罷在候様」とあるように⑪の事例を念頭において、高岡町奉行が金沢にいて救方・貧窮人歎願に対する指図が遅れていること(七月廿二・廿八日付によると、高岡町奉行長尾八内は七月十九日に、岡田雄次郎は二十六日に高岡に戻っている)、また事は火急の要件であるので、所役人・分限者の判断で救方が行われているとしている。

また⑮の射水郡放生津町における打ち毀しに関しても再度報告を求めている。放生津町での打ち毀しの事の起りは綿屋彦九郎とされ、彦九郎はもともと「小前之者共憐方薄キ鉢」(七月廿八日付)で小前の者共が常々悪しく申し立てていたとされ、これまで三回にわたって救方をせず、ようやく七月十八日になって救方銀の配当がなされたが、軽き者共が米を希望しているのに銀子で

の救方であったことと、彦九郎は分限に似合わない救銀で不足していると、軽き者共が心服していなかったことが背景にあるとされている。打ち毀し後に、放生津・放生津新町の分限による救方が追々なされて人気が治まったことが把握されている。

⑪の射水郡高岡の打ち毀しにおいても、分限の者共による救銀が町奉行所に供出されながら、町年寄共の「不正」あるいは町年寄共・肝煎共の「役すれ」で、救方が「手後レ」になり、下々に配当されなかったもので、打ち毀されたとされている(七月廿八日付)。

⑪⑮の一件に共通しているのはいずれも救方がなされながら、打ち毀しが発生していることである。魚津在住役の成瀬主税は「もし高岡之様之義も無御座哉」(八月三日付)と魚津表に尋ね直しているように「救方」のあり方と打ち毀しとの関係が注目されている。

(三)「救方」と「百姓騒立」

加賀藩では六月上旬頃に領国中に御救粉五千俵が仰せ付けられたが、射水郡ではようやく八月前後に村役人から下々に配当されたこと、高岡町などではいまだ救米が配当されていないことから、魚津在住役の成瀬主税は「右等ハ大事之義与私ハ奉存候、何とか加程日数か、り不申共、下々へ早く配当方出来候筋与奉存候」(八月五日付)として救粉・救米の迅速なる配当方の重要性を認識して、その遅延を問題視している。このことを近習頭中に上申するとともに、御用番にも上申することが伝えられている(その後、八月廿一日付によれば、六月上旬頃ではなく七月十一日の誤りであったことに気付いている)。また八月上旬には御救粉一万俵が仰せ付けられているが(八月廿一日付)。それぞれ新川郡・礪波郡・射水郡への配当量と配当時期が確認されている。

また安政五年(一八五八)八月に幕府に外国奉行が設置され、十月には外国奉行堀織部正が北国筋湊々見分御用として領国の通行が明らかにされるが(前掲『加賀藩史料』)、この外国奉行巡見にあたりその道筋をあらかじめ廻ることを魚津表に指示している。このことに関して「当秋所々毀方も仕、御郡方人氣

不静ニ而ハ無御座候へ共、作躰も余り不宜、少シ今度御奉行衆御巡見何となく懸念ニ奉存候」(十月廿八日付)として、魚津在住役の成瀬主税は外国奉行巡見の際の打ち毀しを懸念している。それは「追付外国奉行等御通行前段之通相騒候へ者、御貸米も早く埒明可申与之存念与愚察仕候旨」(十一月五日付)とあるように、外国奉行巡見の際に騒げば御貸米も早く処理されと考えられるというものであった。

成瀬主税は年末に「百姓共騒立候義」について、魚津表より出府した与力荒尾儀左衛門などに様子を尋ねているが、「是迄一向無之与申ニ而ハ無御座候へ共、毎度有之事与申ニ而ハ無御座旨申聞候」としてこれまでまったく「百姓共騒立候義」がなかったというわけではないが、毎度のこととは言えないと報告を受けている。また御郡廻の与力阿閉小右衛門にも様子を尋ねているが、「成程先年大不作之節ハ、礪波・射水之内、夜中竹筒を吹、騒き候義有之候へ共、近年右様之義ハ無御座躰ニ而、毎度有之候与申義ニハ而無御座旨」として同じく毎度のこととは言えないと報告を受けている。

これらを受けて「当秋以来少ト毎度之事ニ而、十村共手前迷惑ニ存、是迄越中ニ而ハ常之事ニ御座候杯申拔ケ之為メ申出シ候様之義無御座共難申、万一右様之義不図広こり候而ハ無御座哉与、誠ニ是ハ私之愚察ニ而申上候も奉恐入候へ共、私ハ右様奉存候、私手合与力共等ハ兎角秋以来御郡方下々勢ヒ強ク相成居候様申候」(十二月廿七日付)として、「毎度之事」「常之事」というのは十村役人共が言い訳のために言っているとも限らず、「百姓共騒立候義」が広がることを懸念している。配下与力への聞取りで秋以来下々の勢いが強く成っているという報告がその懸念を後押ししている。

(四) 安政の大災害復旧状況の把握

安政五年を通じて打ち毀しや不穏な動きがあり、また「百姓共騒立候義」も懸念されているが、魚津在住役の成瀬主税に対してなされる打ち毀しなどの報告は七月をピークにして少なくなっていく。かわって八月以降、ようやく常願寺川周辺の水害復旧の問題などが報告されるようになる。

新川郡においては常願寺川の出水によって流失あるいは泥入りとなつた家に対して七月中旬に島組・大田組・上條組の千五、六百軒ばかりに惣銀高百五、六十貫目ばかり、軒別に玄米一斗七升五合から三斗まで惣米高六百六、七十石が仰せ付けられた(八月十一日付)。しかし常願寺川縁の者共が稼方充行方をめぐって金沢表への訴訟が取り沙汰されるようになり、魚津在住役の成瀬主税はこの探索を指示している。

川縁小前の者共が水損後の稼方については、百姓渡世の者は田地泥込み箇所をの仕抹方として百歩につき日雇三人で、一人日雇料一匁八分の定めであつたが、非力な人・病身者にはその勤め方に応じて下付することになっていたため、これをめぐって手薄と思ひ込んでの申し立ての風評があること、西水橋水難者には二十九石余、十五年賦の貸米がなされたこと、水難者による辻ヶ堂村転地願については聞届の上、銀十五貫四百目の貸渡があつたこと、水難者への御救銀百五十四貫目余があつたこと、流失した新庄新町の正願寺には御救銀四百目、貸米三石、岩畔寺九坊には御救銀百八十目を二回に分けてあつたことが報告されている。

こうした報告を受けて魚津在住役の成瀬主税は出府した新川郡奉行金谷与十郎に会つたときに泥込み箇所をの仕抹方を尋ねている。「右泥之上へ直様米植候義ハ不相成ニ付、打返シ候而上へノ泥を下へ入レ、下之真土を出シ、くろ等を拵、田之形ニ仕、当年水を懸、冬雪下ニ仕、来春夫々打返シ田ニ仕候図り之様ニ申聞候、先新田を開キ候様之物之様子ニ御座候、来春迄二三部通も出来可申哉、尤深泥之所ハ右之通ニも仕かたく、又何とか仕らるハ不相成由ニ申聞候、何とも面倒成義ニ御座候」(八月廿三日付)として、泥込み箇所を起返すことがまるで新田開発のようなもので、来春までには三部もできるのではないかということを聞いて「何とも面倒成義」としてしている。九月になつても島組新庄新町の者共が荒川村への転地願を出し、五十七軒の転地願が聞き届けられた報告を得ている(十月七日付)。

また新川郡大三位組入膳村の三十五石新開をめぐって、この新開がすまないうちにさらに新田才許嘉六郎などによって二十五石の新開を申渡され、小前の

魚津在住役の成瀬主税は、六月末に今年の作躰を心配していたが、魚津表の秋廻・冬廻でその報告がなされる。

九月中に三御郡盜賊改方御用として与力荒尾佐左衛門が秋廻を行うが、三郡作方として井波・城端の絹出来方はよいが、絹糸が高直となって直段が引合わす「不潤色之駄」、布出来方は福光村では「潤色」だが、戸出村では「不潤色之駄」、新川郡では、早稲は枯穂、晩稲はよいが所によつて去年より一、二歩から三歩ばかり劣ること、礪波郡では、去年より二、三歩から四歩余り劣ること、射水郡では去年同様か一、二歩ばかり劣り、畑作は五ヶ山とともに大豆・小豆など不作、漁業は夏以来の不漁と報告している（九月晦日付）。また特に五ヶ山について、長崎村など三、四か村は夏中の不順で実り「不熟」、その他の村々では麻は相応の上作だが、大豆・小豆等はやはり当夏の長雨で「不熟」、蕎麦は「荒勝」となつていて、米価高貴ゆゑに小前の者共は困つていた。また礪波郡では「相応之出作」だが、六百か村のうち百か村は耕作が枯穂などで収穫が困難であり、やはり米価高直で小前の者共は難渋していた（十月十三日付）。

十月の新川郡本役御用の冬廻では、上条組・高野組などではやはり夏以来の長降で実りはよくなく、去年より二歩程劣るが、大豆・小豆などは「相応之躰

(十月八日付)、下条組などでは去年より一、二歩も劣り、大豆・小豆も去年より少々劣り(十月十二日付)、広田組・島組・大田組などでは実りはやはりよくないが、大豆・小豆などは「相応之駄」(十月七日付)、本郷谷・早月谷などではやはり実りはよくなく平均六、七歩位の作駄、畑物はすべて「不十分不出来」(十月十一日付)、東加積組などでは晩稻勝ちに作ったところは「相応之作駄」だが、それ以外は「不作之駄」、麦・菜種は去年同様(十月十五日付)、下布施組などでは去年より二割方もよくなく、特に早稲は出来がよくなく、場所によつては「白枯」となっている。雑穀類は大豆・小豆は「相応之駄」であつた(十月十六日付)。概して長雨の影響で早稲は実りがよくなく、場所にもよるが、去年にくらべて一、三割減の様子であり、畑作は「相応之駄」かもしれない。は少々劣る様子であつた。

十一、十二月にかけては三御郡盜賊改方御用として与力阿閉小右衛門が冬廻を行うが、井波・城端の絹は引続き絹糸が高直であるが「可也引方宜与申事」、以前として米穀は高直で三郡の町方在方ともに「何与なく人氣悪敷見聞仕候」ということであり、漁業は不獺だが、困窮している躰ではないとしている（十二月付）。

安政五年の作躰は全体としてやはりよくなく、米価高直が続き、人氣も悪いという心配な状況であった。

前稿「安政の大災害関係史料（二）」では「魚津御用言上留」第一冊目冒頭の安政四年（一八五七）十月から安政五年（一八五八）六月十一日までを掲載した。本稿ではこの直後の六月十二日から十二月二十七日までを掲載し、安政の大災害後の社会状況が読み取れるようにした。これで「魚津御用言上留」第一冊のすべてを翻刻したことになる。

〔史料翻刻〕「魚津御用言上留」第一冊（抄）

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにつとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字を新字に、俗字を正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままにした。
- 一、合字の「𪛗」はそのまま使用した。
- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「ゝ」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字数分を■とした。
- 一、虫損は字数が判読できる場合は□で、字数が判断できない場合は「」とした。
- 一、誤記・脱字の個所には、文字の右に（ママ）と適宜記した。
- 一、史料の一部に、当時の身分差別を反映する記載がなされている場合があるが、史料の内容を明らかにするために原文のまま掲載した。決して差別の再生産に誤用されるべきではない。

魚津表――

一、昨日奉申上候大野新村百姓狼藉之一件ニ付、与力高島九郎兵衛出役承合候
処、当四日夜惣右衛門方へ百人斗打寄、納屋壁落候迄ニ而、其夜立退候躰、
尤其以来騒々敷儀も無御座躰ニ相聞得候旨、九郎兵衛分申越候、右騒□□候
趣意ハ未聞得兼申、申越次第奉申上候
右謹而奉言上候、以上

戊午

六月十二日 成――判

別紙言上之一封、尤持参可仕処、痛所難儀其義不得仕候ニ付、為持指出申
候、御序を以御上可被下候、以上

午

六月十二日 成――判

御近習頭中様

（朱筆）「右致承知請取指上申候、以上」

戸田五左衛門

魚津表相替義無御座候

一、当十日以来奉申上候射水郡上庄組大野新村惣右衛門方へ百姓狼藉一件之義、
高島九郎兵衛より申越候趣左之通御座候
委細聞合候委細

一、当月三日夜九時比、右大野村山手字上庄谷与申筋之村々論田村・熊無村・日
名田村・岩瀬村・新保村・田江村・小窪村・早借村・棚掛村等十ヶ村斗之者
共七、八十人斗致徒党、竹ノ筒ヲ吹鳴シ声ヲ上、大野新村江罷越、右惣右衛
門方前往来ニ居留り、同人江何歟意恨之躰ヲ含ミ大音ニ而匍り、右之内十人
余入込、納戸前戸打毀壁等突落及狼藉候ニ付、家内何茂逃去候由御座候、尤
家内障不申、最早暁天ニも相成候哉、其夜夫切ニ而右徒党之者共立退候躰、
且翌日四日夜九ツ時過比、前件同様山本分竹の筒吹鳴シ大音ニ而村々之者ニ
罷出候様呼步行、大野新村隣在泉村辺迄罷越候由ニ候得共、人家等江立障り
不申、右惣右衛門義ヲ惡敷申立候而已ニ而立退候躰ニ御座候

一、右村々之者共騒立候趣意柄之様子承合候処、右上庄組并山代組・南條組之義
ハ□□□□稼或ハ山稼等仕候ニ付、例年御収納方氷見町御蔵所へ其時々相場
を以多分銀納之由御座候、然ル処右上庄組三十三ヶ村分上納世話方右惣右衛
門、加納村肝煎者四郎三郎、鞍川村肝煎者嘉左衛門、葛葉村肝煎者善太郎、
触坂村肝煎者十右衛門江主附申付有之由ニ而立寄、一石二付八十目宛上納銀
之処、村々ニ依り上納いたし兼候分ハ右五人之者手前ニおゐて他借いたし引

請上納仕置、当春ニ至り三月迄追々不足ニ相成居候、右論田村等へ利足銀并諸雜用として石ニ付十三匁宛取立方申談候処、諸雜用等過分之趣ニ存込、右鉢騷立候鉢ニ而、惣右衛門一人目指候義ハ同人多端頭立世話罷在候由ニ付、衆人ニ被嫌候鉢ニ相聞得申候

一、右惣右衛門義、前段一件ニ付、其後御郡奉行の徘徊留ニ相成居候由ニ御座候、且又上庄組当分才許御扶持人十村中川村南善右衛門義、当七日ニ加納村十村故権七方御用所へ罷出、論田村等組下村々役人共呼立、右雜用等出シ間敷銀子ニ候哉之候旨等及穿鑿申候処、何れ可指出銀子之段役人共相答候由ニ候、猶更小前之者共江得与論方いたし候様申談、尤当春^暮右組下一統別々ニ御收納上納方可致旨ニ村々役人共江申渡、同九日ニ引取候鉢ニ承受申候

一、前件騷立候徒党之者共手筋を以承合候得共、名前等相聞得兼申候由、最早人氣も治り候鉢ニ付、猶更右徒党之者無油断聞出候様役先藤内共へ申渡、諸御縮方之儀右村向寄之役人共へ申渡、高島九郎兵衛并手合同心横目□□一両日中ニ引揚可申旨、当十三日ニ附紙面ニ而同出役先申越候

一、灘浦筋□□相替義も無御座旨申越候
右謹而奉言上候、以上

戊午

六月十五日 成——判

右持参、以庄田吟右衛門上ル

魚津——

一、礪波郡能美村与三郎方へ、当十一日夜、近郷之者大勢罷越、家諸道具及狼藉候旨、役先藤内より昨十七日魚津役屋敷へ注進仕候ニ付、与力荒尾作左衛門同心横目等召連、早速出役仕候旨申越候、猶委細之義ハ又申越次第可申上候^奉右謹而奉言上候、以上

戊午

六月十八日 成——判

〔朱筆〕「表書之通承知いたし則指上申候、以上」

別紙言上之沓封持参可仕処、痛所難儀仕難罷出候ニ付、為持指出申候、御序を以御上可被下候、以上

午

六月十八日 成——判

〔朱筆〕「六月十八日 梅喜平判」

御近習頭中様

魚津表——

一、当十八日奉申上候能美村狼藉一件ニ付、与力荒尾作左衛門義、当十七日魚津罷立、十九日昼前礪波郡福光村へ着仕、手合召連候同心横目石川良之助等を以聞合候趣左之通御座候

但十八日奉申上候ハ、即藤内より及注進候趣を以早速奉申上候処、能美村与十郎与相調、上申候村名等少々相違仕候義者何分奉恐入候

一、礪波郡石黒組能美新村与三市方へ、当十日夜、加州御領筋より二百人斗罷越、右与三市義、雨乞仕候鉢之趣□□建具并諸道具等打毀家之義ハ倒レ不申候へ共、柱等二疵付及狼藉候鉢、与三市義ハ、此日御郡所ニ而牢舎申付有之候鉢ニ而、追々人氣も穩ニ相成候鉢ニ御座候、且当十一日夜、加州石川郡菱池水村六兵衛方、右徒党之者共二候哉、百人余指向、家打毀引取候之鉢、同十三日比、河北郡二俣村弥次兵衛方へ五、六十人斗指向候へ共、右村方之者共大勢駆集り候由ニ御座候処、右一致之者共暫時ニ引取候鉢風評承受候旨御座候、右徒党之者共之様子入念承合候処、加州御郡方百姓共之鉢ニ専相聞得候旨ニ御座候

一、作左衛門義ハ、右人氣も当時之処穩ニ相成居候由ニ候へ共、猶又今廿一日より加州境之在々為御縮方相廻可申奉存候旨同人より申越候

右謹——

戊午

六月廿一日 成——判

右持参、以土師湊上候

魚津

一、当年不順之土用ニ付、作躰ニ障り候事も無之哉、聞合候様魚津表へ申遣置候処、同心横目共新川筋之内間繕候由ニ而、土用前々多分雨天勝ニ付、場所ニ寄少々宛之甲乙ハ御座候へ共、惣而作躰不宜由ニ而、小前之者共等此末^出作方如何可相成哉与申慣罷在候躰ニ相聞得申候旨申越候

一、魚津御馬廻中武芸稽古方之儀、私今度詰中及見聞候処、相応ニ出精之様ニ奉存候、弓術・槍術・劔術も見申候事も役屋敷前ニ而忝申候、又劔附箇稽古之義も見申候処、是ハ兎角御馬廻中ニハ不相応ニ奉存候、即当三月十八日奉申上候通春比ハ一端劔附出精之由ニ御座候へ共、其後追々人々了見を申出次第次第二流行不申様ニ相成候由ニ御座候、此間即魚津御馬廻小川采女義、金沢表書ニ付仕罷在候ニ付相尋候処、私五月廿九日金沢へ罷歸候後も劔・槍等稽古方不相替随分出精之様ニ申聞候、劔附之義者次第二人少ニ相成候様子御座候、又弓術之義是迄出精之人も近年何となく不精ニ相成候様子ニ御座候処、此比ハ少々稽古仕候者も追々御座候由ニ申聞候、何事も金沢を目当ニ仕候事故、当表ニ流行候事ハいづれ人々きをひ候義与奉存候、右惣様稽古方ハ私支配与力子弟等も又町下代御歩子弟或ハ神主扨も出座仕候義ニ御座候、乍恐猶委細様子御聞被遊度義ニ御座候ハ、私見聞之趣書付可奉指上候

一、同心共砲術稽古ハ前々より仕来候処、近年より柔術或ハ棒等稽古仕り候、是も私詰中一度見申候義ニ御座候
右謹而奉言上候、以上

戊午

六月廿九日

成——判

右以篠島喜三郎上ル

三御郡盜賊改方為御用午五月廿八日魚津罷立、同六月廿七日罷歸、所々見聞之趣左ニ申上候

一、三御郡作方之様子承合候処、麦・菜種等春作都而宜候由ニ候、青田・草生ハ

宜候処、土用中永雨甚不宜、ニチ与申候而畢竟指申もの附候へ共、土用過候而も、六、七日日照り続候へハ右障無之由、畑物之内綿・胡麻・瓜類不宜候旨、村役人等申聞候

一、富山御領内暨猪谷筋・飛州御境目之様子承合候処、相替^申義無御座候、御静謐之由相聞候

一、五ヶ山之様子承合候処、麦作等宜相応取揚申由ニ候、焰硝義宜出来仕候旨且流刑人異変無之段相聞得候

一、能州御境目并灘浦筋等之様子相替申義無御座候

一、境御関所暨越後筋之様子承合候処、相替申義相聞得不申候

一、休^伏木湊ニ而舩手之様子并他国舩頭等諸向湊等ニおゐて異国舩漂流等見聞之沙汰無之哉与承調理候処、右見聞之者無之候、此外浦々右之趣等承合候得共、相替申義相聞得不申候

一、浦々猟業之様子役人共手前相尋候処、何方茂不猟之旨申聞候

一、所々洩物之義暨諸役人并十村等勤向之様子承合候処、相替申義相聞得不申候

一、井波・城端出来絹引之義宜随分潤色ニ相成候旨所役人共申聞候

一、戸出・福野・福光出来布右同様所役人共申聞候

一、火賊等頭ニおよひ候者共止宿所向寄之分呼出相調理候得共、賊手懸候義無之候、尚陰聞・藤内共江無油断聞出候様申渡置候

一、常願寺川々上真川水溜等之様子先達而御達申上候外相替申義相聞得不申候

一、廻先近村等肝煎等并十村手代呼出、御縮方嚴重相心得候様申渡候

右之外相替申義無御座候御静謐御座候、以上

午

六月廿八日

森島彦左衛門判

戊午

三御郡夏廻ニ罷^{加入}

七月六日 出候与力森島彦左衛門

調理書 成——

魚——

一、三御郡為夏廻魚津附加人与力森島彦左衛門義、五月廿八日魚津発足仕、六月廿七日同所へ罷歸候二付、廻申調理書一通指出候二付、其俣奉入御覽候、右之内常願寺川々上水溜之様子ハ先日以來彦左衛門より申越次第以岡嶋左膳等時々奉申上候義ニ御座候

一、右彦左衛門廻申新川郡泊町又者三日市、礪波郡戸出杯ニ止宿仕候節承候処、此比之氣候二付、近在等々出米無之様子ニ而、所方用米指支候場合へ至り候も難斗二付、其所々役人共夫々手配仕、或ハ御払米願候ケ所も御座候由、又ハ金沢江出候而米切手相求来り、批屋共江為求候者も御座候由ニ而、彼是役人共も心配仕罷在候由ニ御座候、右鉢二付、又富家共等之内賄米持居候へ共、彼是申候而急々売払不申杯之聞得も御座候二付、旁以当三日三御郡へ月並廻り同心横目等一時ニ出役為仕候旨申越候、然処此間庄川・小矢部川杯余程之出水も有之候様相聞得候二付、礪波・射水へハ出役人数も相増指遣候旨も申越候、猶追々様子申越次第可奉申上候

一、此間同心共之内、当表へ出府仕候者御座候二付、様子相尋候処、常願寺川上ニ水溜之義ハ最早出水之憂も無御座様子ニ而、只今ニ而ハ所方一通り之者ハ出水之義ハ古昔之事之様ニ存忘れ居候様子ニ申聞候

右謹而奉言上候、以上

戊午

七月六日

成——判

〔朱筆〕「右以土師湊上ル」

別紙小紙之儀二付、新川筋出役方与力中被申談、則当月三日米原源五右衛門・木村亀太郎同道発足仕、富山表相変儀も無御座哉承合候趣、町新庄村ニおゐて調筆仕奉指上候

一、前月七日金沢分加藤三郎左衛門殿富山表へ被罷越、御人払之上、長門守様へ御直々何歟被申上候様ニ而、同十一日迄御逗留御座候由ニ候へ共、御趣意之儀者格別御内密之鉢ニ而、聊風評之儀も相聞得兼申候

右之外御家中等御領内并飛州御境目筋等相懸り相変儀承り不申候

右奉言上候、以上

午

七月六日

永田俊三判

戊午

富山表之儀同心横目

七月九日 永田俊三承受候趣

成

魚

一、神通川出水二付、様子為聞合同心横目永田俊義平同心兩人同道出役仕候二付、猶富山表之様子承合別紙指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、文中別紙小紙与御座候ハ、即神通川舟損之義、且ハ常願寺川出水跡之義承合候趣相調候小紙ニ御座候而、即私手前ニ而引取、御奉書之義等一集二今日以岡嶋左膳等申上候義ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

戊午

七月九日

成——判

〔朱筆〕「以篠島喜三郎上ル」

写

五ヶ山下出村長次郎与申者、昨廿七日夜七時比、肝煎三郎兵衛方へ罷越、同人儀入谷村領字牧野谷与申所ニ小屋懸いたし出仕居、当廿四日夜、右小屋ニ寐人居候処、夜九時比ニ申候哉、小屋切窓之外ニ而親司居ル歟々々相尋候二付、誰ちや此内江入候様申入候処、おそろ敷者ニ而も無之、我者蓑谷村領山繩池之女郎ニ而、近年三ヶ年之間、繩池江毒を入候而居住難成に付、此上ミ猫池江参り候得共、あまりせまき所ニ而居住難成二付、七月七日迄ニ広安川之方へ成とも行度与存候へ共、所々経堂杯も有之、六ヶ敷故天江上り度与も存候へ共、左候へハ医王山之龍神も外江行候様ニ可相成、左候時者越中之

谷ニハ水も無之様ニ相成候に付、繩池掃除仕呉候ハ、最百年も修行仕度、蓑谷村家數百軒余有之、大切ニ仕呉候者も有之候得共、其内ニハ草柴刈取鉢ニ而毒を入候者も有之、右様之訛蓑谷村之者江二度も告いたし候へ共、届不申候間、此段早速蓑谷村肝煎方へ談呉候様申聞、右掃除仕呉不申候へハ三日大雨を降^ラセ繩池并医王山池も移可申、左候而ハ村々土深ニ相成、數多之者不便ニ存候間、此儀急度相届呉候得ハ一生みのりを懸ケ可申旨被申聞、夢覺小屋辺見請候へ共、何等相替儀も無之、右ハ夢うつ、之事故私共方江届方も如何敷存候得共、心濟不致ニ付、村方之者江相談いたし候へハ早速可相届与申聞候ニ付、前段之趣相届候段申聞候ニ付、尚又右長次郎手前重念相尋候處、一向相違無之旨申聞候、右之趣ニ付、前段村方之者江二度告いたし候与申儀ニ付、村中一統聞札候得共、右様告を請候者罷在不申候、依而右池之辺ニ着、金物類等ニ而も無之哉見しらへ方として今日村方一統右繩池江罷越申候、右繩池之儀村方一統尊敬仕居候池之儀ニ付、此上禪僧ニ而も相雇、右池ニおゐて祈禱仕度奉存候間、尚又御指図被成下候様奉願^上候、依而書付を以申上候、以上

安政五年六月廿八日 礪波郡蓑谷村肝煎

三郎兵衛判

組合頭 四郎右衛門 同

同 久助 同

同 彦八 同

右書付指出候^申ニ付、御達申上候間、村方願之通祈禱為仕可申哉、早速御指図被成下候様仕度奥書仕奉願上候

大西村

加伝組判

御郡

奉行所

御改作

奉行所

戊午

五ヶ山繩池龍神

七月十三日

夢告と申儀ニ付

御郡所等へ達候物写

成

魚

一、五ヶ山赤尾谷組下出村長次郎儀、利賀谷組入谷村領山作小屋江罷越居候内、前月廿四日夜、五ヶ山繩池ニ致仕居候龍神罷越、右繩池之中江毒ヲ入候ニ付、繩池ハ不及申医王山之池水も一時二切出候旨等種々及夢告候旨ニ而、其節礪波筋人氣騒々敷御座候鉢、同心横目田中儀六郎出役先ニ而承受候ニ付、夫々聞繕候へ共、区々風評ニ而慥成儀も無御座候へ共、余り成風評ニ付、夫々手筋を以別紙御郡所等へ之注進下物取出写候俟指越候故、其俟奉入御覽候、右ニ付、此節在々人氣之様子猶又入念承合候處、其節ハ余程騒々敷申立候由ニ候へ共、当六日城端^町禪僧法楽寺右繩池之辺ニ而祈禱仕候處、追々人氣相靜此日穩ニ相成候鉢ニ承合申候旨、右者事済候儀ニ御座候へ共、初発余程風評高二申語人氣ニも指障候儀ニ付、聞得候俟有成申越候故奉申上候

一、礪波・射水御郡奉行金子篤太郎義、此比此表へ出府仕罷在候ニ付、今朝面談仕、右一件余り之怪談ニ候故、畢竟御縮方ニ指障り候義、何とか夫々長次郎^等手当方ニ而も仕候哉之旨相尋候處、長次郎義ハ篤太郎了見御座候而、態与人縮^等も不仕、外右一件之者之内急度縮方も仕置候者も御座候由、いつれ盆後ニハ支配所杉木へ罷越候故、夫々相尋可申旨申聞候

一、昨夜・昨夜之義承候、何とも於御城下加様之義奉恐入候義ニ御座候、右様子自然遠所へも聞え候而、又加様之義可有御座哉与越中筋懸念ニ奉存候、新川御郡奉行大島三郎左衛門此比出府仕居候ニ付、御郡方之様子承候處、随分御郡方より出米も有之候様子ニ而、新川筋ハ騒敷義も無御座様子申聞候、同役金谷与十郎義ハ支配所東岩瀬ニ罷在候由ニ御座候

一、魚津町奉行津田直七郎義も此節出府仕居候ニ付、魚津町方之様子相尋候處、随分靜成様子ニ而、御郡方出米等無御座与申事ニ候へ共、実ハ出候様子ニ候

旨申聞候

一、礪波筋の様子金子篤太郎へ相尋候処、是ハ少ト人氣騷敷方之様子ニ而、右繩池一件ニ而も暫ハ騷^{御座候由、折々ハ}敷様子ニ而、右二十人、三十人斗も集り御説候様之事も有之候様子ニ御座候由ニ候、しかし只今何変り候事も無之様子御座候、射水筋ハ如何と相尋候処、是ハ委敷ハ不申聞候へ共、静成様子ニ申聞候

一、越中筋作躰も未出来上リ之処、人々見込も付不申様子ニ而、あしき共又左程ニハ無之、去年程ハ取レ被申共申候而相分り不申様子御座候、しかし此上風高二候か降候か天氣過不順ニ御座候へ者、宜義ハ有御座間敷哉ニ奉存候、町売米価ハ所ニハ寄候へ共、先一升八十銅余、九十銅余ニ而、金沢とハ大ニ違候由御郡奉行等申聞候、猶更大勢騷立候様之義有之候而ハ相成不申候間、油断無之様斷立方申談置候、直七郎義も盆後ニハ魚津へ参り可申様申聞候
右謹而奉言上候、以上

戊午

七月十三日

成——判

(朱筆)「右七半時比ニ相成、御近習頭中迄以紙為持出候処、戸田五左衛門請取上候旨判頭達書来ル」

私共当廿一日射水郡放生津ニ止宿罷在候処、同夜四ツ半時比、同所極難渋人之女共并子共打交り、同所四十物町辺騷々敷申立歩行候ニ付、私共并同道仕候葭村八百丞・山田友太郎・藤江貞右衛門・稻川喜三助・笹田八郎・堀井半左衛門即刻出役仕、右騷立候様子相尋候処、近比稼方手薄之折柄、当月九日ハ批屋米売升に而定直段九十文仕迷^惑罷在候処、同十一日、十二日両日批屋共飯米売不申、頭高ク及困窮候旨歎聞候ニ付相騷候趣、及制方願之筋有之候ハ、所役人共方へ昼中罷越及願方可申旨等申論候処、何茂即刻退散仕候ニ付、批屋渡世橋本屋五郎右衛門等十四人手前承調理及穿鑿候処、当九日批屋米売升ニ付九十文ニ相定り売渡居候処、何茂米売切、翌十日御切手米壹石ニ付百匁之直段を以百石買受、批屋共一統分取候処、雜用共一石ニ付百二匁一分ニ相成候ニ付、批屋共一統示談之上白米一升ニ付直段百文ニ売捌度旨

夫々御郡所江及願方置候へ共、聞届方有之迄定直段一升九十文ニ売渡候而ハ余程損分相掛候故、人々欲料ニ相迷、十一日、十二日米売不足仕候旨不届申願候ニ付、昨夜人々咎方申談委曲小紙相調、今日紙面を以与力中へ相達置申候

一、所役人共手前小前之者取統方之儀相尋候処、取方仕法金之内を以春來銀子六貫目斗、米百石斗及救方、猶又当月十日米七十五石小前之者共分銀見込を以千四百人斗救方仕置候事故、今度輕キ者共何等之願方ニも不及、不意ニ相騷候旨申聞候、右様於役人共輕キ者江救方行届居候処、騷立候儀ハ前願批屋共米直段立替之儀ヲ聞受、聞届有之候而ハ弥增高直ニ相成候事故、幸批屋共売不足仕候処ヲ付込相騷候儀ニ而、畢竟救方ニ預り度支度之儀与私共愚考仕候、依而當時人氣之様子承合候処、其以來批屋米売統居候ニ付、相騷候儀先ハ無御座躰ニ承合候得共、何分米直段高直之事故、輕キ者共迷惑罷在候躰ニ相聞得申候、右ニ付所役人共江も小前之者共取統方等惣而御縮方之儀嚴重申談置申候

一、御城下米価高貴至極之時節柄ニ付、△御領国之中ニハ米買ノ候者も有之躰被為聞召、輕キ者とも相騷候而ハ不容易儀ニ付、前広手当方仕候様与力中へ被仰渡候ニ付、礪波・射水筋御縮方之儀与力中ハ私共江被申談候旨同役共ハ今夕紙面を以申越被仰渡之趣奉得其意候、此間中礪波・射水筋相廻相変儀無御座ニ付、猶又宿在役人共江御縮方之儀嚴重申談置申候、右等之義ニ而當十二日放生津止宿仕、一昨十三日帰村可仕与奉存居候内、前願輕キもの共相騷候ニ付、猶又御縮方嚴重相立居申儀ニ御座候、依而儀六郎儀ハ是ハ礪波筋へ引返、源吾射水筋相廻、猶又異変之儀御座候へハ重而可奉申上与奉存候、右放生津ニ而相調奉指上候
右奉言上候、以上

午

七月十五日

立花源吾判

田中儀六郎判

○即魚津ニ罷在候与力へ相達申候義御座候、猶更批屋共手前相糺申越候趣候

ハ、可奉申上候

△此儀ハ私金沢表此間中之取沙汰、米買ノ候者も有之躰風評承り候ニ付、越中筋騒立候事ハ不相成与奉存候、魚津与力共へ猶更油断仕間敷、騒立候跡ニ而者甲斐なき事、何とか為騒立不申様之手当方可仕様申渡候ニ付、同心共へも夫々与力より申渡候義ニ御座候

右之通付札致し上書いたし候通ニ而上候事

十二日夜放生津女共

七月十七日 騒候一件同心小頭

立花源吾等小紙

魚津

一、当十二日夜、射水郡放生津表難渋人之女共騒立候処、此比礪波・射水筋相廻罷在候同心小頭立花源吾、同心横目田中儀六郎儀、同心召連其夜同所ニ止宿仕居候ニ付、夫々申諭方等仕、且批屋共手前不屈有之、手当方も申付候段申越候、別紙小紙文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覧候、此節之義ニ御座候故、右之趣御用番横山近江守へも口達を以荒増相達、何分ニも此比之義ニ候へハ、御郡奉行等ハ所方ニ罷在不申而ハ如何敷奉存候旨も相達候可申与奉存候、即十三日申上候通礪波・射水御郡奉行金子篤太郎も先日分出府仕居、近比被仰付候人ニハ候へ共、今一人今村五兵衛義も此比金沢ニ罷在候様子ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

戊午

七月十七日 成——判

(朱筆) 「右以高田久兵衛上ル」

魚津

一、当十六日夜六時比高岡小前之者共男女六、七百人斗騒立、同所身元宜者共

米買ノ仕候故価高直ニ相成、輕キ者共為及困窮候杯高声ニ申立、同所通町米屋藤右衛門等三十三軒斗打毀、十七日朝六時比相退申候同心小頭立花源吾等駈廻入念承合候処、此節批屋米一升二付百十七文斗ニ売摘、其上批屋共米売不足仕候故右等買ノ仕候杯申立及毀方候躰ニ御座候由、然処十七日朝五時比、批屋米一升九十文ニ直段引下ケ、御印紙一匁ニ付百文ニ〇

○下札本文御印紙と申ハ私相訳り兼候へ共、源吾分申越候俣を相調申候義御座候、銀札之義歟与奉被考候

取扱候様所役人共より下々江触渡申候、併風評之處ニ而ハ十七日晚も身元宜町家及毀方候躰ニ申慣候ニ付、所々駈廻、頭取之者折角承合罷在候由ニ御座候

一、氷見町批屋共米一升二付百七文斗ニ売渡居候申候処、是又十六日夜九時比輕キ者男女六、七百人斗騒立、身元宜町家三十軒斗打毀候旨氷見町役先藤内共より右源吾方へ注進仕候ニ付、同道罷在候、平同心之内兩人手分仕同所へ指遣申候旨申越候、猶委細之義ハ相知次第可奉申上候

一、新川郡へも当三日より同心横目等一手合出役罷在候へ共、未何等之義も申越不申候、即右毀方仕候ニ付、高岡へハ与力村田乙三郎、氷見へハ同阿閉小右衛門出役可仕旨、十七日附紙面宿繼ニ而魚津より申越候而魚津近在ハ相替養も無御座旨候申越候

一、魚津中使之者十七日夜高岡ニ止宿仕候由ニ付相尋候処、同夜者毀勢子ハ無御座候へ共、彼処ニ二十、此処ニ三十斗人集り番を仕居候由、高岡ハ即曉方出立仕候而、今石動へ夜之内敷ニ参り候処、同所も高岡同断番を仕居候旨申聞候、右等之趣御用番へも達置可申与奉存候

右謹

戊午

七月十九日 成——判

(朱筆) 「右以戸田五左衛門上ル」

一、左之調理廿日ニ指越、申上方段ニ相考候処、表へ顕れ候義故御用部屋を以申

上候へハ宜品柄ニ候へ共、前月六日言上方差略之義伺候節、徒党之義言上之義ニ申上置、右ケ条へ当り候故右様も難致、同日御次へ持参、山森権太郎ニ逢致内談候処、此節加様之義改方且石動よりも毎度申上り、御取次ニ而宜品成共、於魚津ハ近比改而伺付候故、何とか伺之趣之取揃付不申而ハ六ヶ數段被申聞、自分存寄之義示談致し、今一応又可伺旨申候処、其上ニ而宜旨被申候ニ付、左之通言上伺候事

当月十六日夜、高岡貧窮人共男女六、七百人斗騒立、同所身元宜町家等數十軒及毀方候ニ付、夫々承合之趣左ニ相調申候

一、当年米価追々高直ニ相成、当月十一日高岡批屋米一升ニ付定直段九十九文ニ相成候処、輕キ者共一統難洪仕、同十五日暮六時過、貧者之女共子供引連三、四十人斗、同所分限宜者共家前ニイ、米相場高直ニ相成、何茂致困窮空腹候間、食物与呉候杯申立候由候処、所方役人共ニおゐて取救方頻与取調理詮義中之旨等申論候処、何茂引取候由ニ御座候、尤所方役人共手前ニおゐてハ近比御算用場極貧者急取救方被仰付候旨町奉行所へ仰来候由ニ而、配当方軒数等書上、當時国中之由、且前顯貧窮人共歎聞候趣□町奉行所在金沢ニ付、是又伺中之由ニ而、何分取救方詮義中之處、翌十六日暮六時過右貧窮人共并近在之者共入交り候躰ニ而、同所字地蔵川原辺ニ六、七百人斗寄集、夫より四手合ニ相分レ身元宜者并批屋渡世之者等及毀方候、軒数等左之通ニ御座候

守山町綿屋 同町綿屋
儀兵衛 平兵衛
小馬出町高辻屋 同町宝屋
八右衛門 間兵衛
同町鉛屋 同町関屋
伝右衛門 忠右衛門
同町綿屋 梶原淵町木綿屋
五兵衛 権四郎
袋町灰屋 母衣町鉛屋

五兵衛

又七

木町鷲塚屋

同町開発屋

十右衛門

権右衛門

横田町坂催屋

通町米屋

庄右衛門

藤右衛門

坂下町開発屋

同町新屋

清右衛門

清兵衛

同町紺屋

定塚町野村屋

源兵衛

仁左衛門

ノ十八軒

右之者共家内戸障子并諸道具ニ到迄悉皆大損之分ニ御座候

梶原淵町本郷屋

袋町樋屋

六郎右衛門

長右衛門

下桶屋町中野屋

木町鷲塚屋

紋兵衛

八左衛門

横田町福岡屋

通町藤平蔵屋

清右衛門

又吉

坂下町手崎屋

同町沢田屋

次助

儀右衛門

同町徳市屋

同町中川屋

三右衛門

次郎三郎

一番町小松屋

平米町中川屋

半右衛門

弥三八

定塚町油屋

同町野村屋仁左衛門持家

市左衛門

持家

ノ十四軒

右之者家内店并大居迄及毀方、店先商物等家財破却仕、中損之分ニ御座候
小馬出町鉛屋 同町梶屋

又助

儀兵衛

堅横町小嶋屋

通町塗師屋

茂兵衛

小兵衛

橋番町鴨崎屋

ノ五軒

長八

右之者共家内店迄及毀方、店之内ニ有之候商物等破却仕候迄ニ而、小損之

分ニ御座候

梶原淵町油屋

上川原町佐野屋

九左衛門

政兵衛

同町開発屋

同町塩屋

六右衛門

吉右衛門

鴨嶋町千代屋

旅籠町五社屋

又八郎

仁兵衛

小馬出町羽広屋

一番町中杉屋

勘左衛門

久四郎

定塚町湊屋

同町津幡屋

忠七

太兵衛

同町石瀬屋

ノ十一軒

武右衛門

右之者家前戸等或ハ大戸部迄及毀方、外異変無致方小損之分ニ御座候、右之通毀方仕、翌朝六時比引退申由ニ御座候而、右之外人馬等異変無之躰相聞得申候、尤其以来昼夜時々町方相廻役人共江御縮方之義嚴重申談、町々無油断勤番方等いたし候之様分而申談置候

一、同夜九時比、町役人共詮義之上批屋米直段引下ケ、一升ニ付定直段九十文ニいたし、御印紙一匁代錢百文之図りを以、右米売渡候之旨毀方申触渡、翌十七日亦々詮義之上、一升定直段八十文ニ相改候旨、夫々下々江触渡候由ニ御座候、右八十文ニ相改候趣意承合候処、十七日曉毀方指止、貧窮人共引取候砌、批屋米直段一升七十文斗ニ不致候ヘハ何時迄も及毀方候杯相廻り候躰

ニ付、右様相改候躰ニ御座候、尤是又御印紙一□相場九十五文之躰ニ候処、今度一匁「」百文之取扱方ニ相成、自錢引去候^{サリ}ヘハ米一升七十五文之図りニ

相聞得申候、尤売渡方ハ男五合、女四合之図りを以売渡可申旨、所役人共申渡候由ニ御座候、しかし批屋米直段引下ケ候迄ニ而、貧窮人急取救方之詮儀振はいまた無之躰ニ相聞得申候

一、町会所門并橋番町社前二ヶ所ニ張文有之、右ハ仮名ニ而高岡町中焼まくり可申杯相調有之躰ニ而、当十七日朝、右張文町会所ヘ被取揚候躰ニ御座候、右はいまた貧窮人取救方義無之故与専風評相聞得申候

一、其以来同所町附足輕并二町役人共昼夜町方相廻、御縮方之義嚴重申談罷在、當時異変之品相聞得不申候

一、右及毀方候前方、批屋共之内米売不足仕暨米搗ヘリ杯与申立、定直段ハ二十文斗余斗取受、米売渡候躰風評御座候ニ付、入念聞繕候得共、指当り慥成義者相聞得不申、且又毀方仕候発頭人并右張文仕候所為人暨米買ノ人無之哉、夫々承合候得共、是又指当り相聞得不申候、猶又入念承合異変之義承受候得ハ御達可申候、右小紙を以御達申上候、以上

七月十九日

立花源吾

木村円太夫

藤村益之丞

木村猪太郎

笹田八郎

魚津

一、一昨十九日奉申上候射水郡氷見町毀方仕候ニ付、与力阿閉小右衛門十八日ニ同所ヘ出役仕承合候処、当十六日夜六時過ハ朝日山ヘ人数二百人斗打寄、貝を吹ひ々しひ食れぬ〜と申呼居候内、四時比ハ氷見町ヘ女百人斗入込、同呼步行、跡ハ男女四、五百人斗も参り、救米無之故此家毀具、彼家毀具与申候得者、毀候者火事しや〜と申、分限宜敷者共之家二十五、六軒斗毀候由ニ付、即小右衛門見分仕候処、丸々毀候家ハ無御座候ヘ共、輕キ分ハ厚木

申越候^二相調奉申上候^一之義^二御座候^一、或ハ店廻り道具強き分ハ内中敷居・戸障子迄も毀申^二御座候^一、店売米百四銅之処、翌十七日ハ八十五銅二仕、分限宜敷者共ハ米或錢等追々施出候^一、右十六日夜迄^二而^一鎮り、其後騒不申由

朝日山ハ水見町端^外ニ而、少し小高き森ニ而、観音堂御座候^一而、少し構へ之宜所之様ニ奉存候

一、新川郡滑川ハ店売九十六銅之処、当十六日ハ小前之者へ八十三銅ニ売渡申候由、東岩瀬ハ九十九銅ニ付、当十六日ハ同所役人并分限宜敷者共ハ一人米一合又ハ二合、其難儀者ニより来ル八月晦日迄救米可仕旨、小前之者へ申渡候由ニ御座候^一而、人氣格別騒立候^一御座旨、右小右衛門ハ十九日附紙面ニ而申越候^一、猶氷見之様子ハ委細之義申越次第可奉申上候

一、射水郡高岡町毀方之義ニ付、与力村田乙三郎同所へ出役仕、委細様子為聞□□小紙同心小頭立花源吾等調理小紙指越申候ニ付、文筆等見苦敷奉恐候へ共、其俣奉御覽候

一、當時人氣相治り居候^一御座候旨申越候

一、射水郡大門新町并小杉新町暨下村右三ヶ所共、益後少人氣不穩^一御座ニ付、早速村役人共ニおゐて詮儀之上批屋米直段引下候^一由ニ而、人氣相治り候旨承合候由、右乙三郎より十九日附紙面ニ而申越候^一趣ニ御座候

一、別紙同心共調理小紙之義ハ、既ニ加様相發し候上ハ、御隱密成義と申ニ而も無御座、然処以封物指上候^一義ハ余り奉恐入候品ニ奉存候故、御執次を以奉申上候共可宜哉ニ奉存候へ共、前月六日言上^一方差略之義奉伺候節、若百姓共徒党仕騒立候様之義有之候へハ、早速奉言上候旨奉申上候^一ケ条へ相当り候故奉指上候へ共、同敷騒立候様一件之内ニも種々様子合も御座候義ニ候間、右小紙様之義ハ以後何卒以御執次奉申上度奉存候、右様仕候共御支も無御座義ニ候ハ、乍恐右小紙御返被下、右様被仰出被下候様奉願度奉存候

一、礪波筋へ相廻り罷在候同心横目田中儀六郎ハ十九日附ニ而申越候^一趣左ニ奉申上候

一、当十一日夜ハ十三日夜迄、般若組千保川原江何方之者ニ候哉、四、五人程宛三、四ヶ所ニ寄集り、頭高いと高声ニ而、半時斗宛呼歩行候^一、十四日夜ハ

追々静り候^一、十七日夜四時比、戸出村難渋之者共女・子供入交り二十人斗割木^一之もの携、同村蔵宿新屋ニ仁兵衛并批屋渡世石丸屋三右衛門家前へ寄集り、高声ニ而米直段高直ニ而頭高く及渴命ニ、早速直段下直ニいたし呉候^一杯と呼り、右割木を以仁兵衛等垣^板并部ニ、三ヶ所少々破候^一、役人共罷越制被仕候^一、即刻退散仕候^一御座候

○右儀六郎より申越候^一趣ニ御座候

右之通所々騒々敷^一御座ニ付、当分三御郡共同心不相廻ニ可致様魚津表へ申遣置候、且村田乙三郎義、高岡御用相仕廻引揚候節、直々礪波筋相廻り候^一而魚津へ可帰様是又申渡置候

一、高岡之義杯別紙小紙之表ニ而相考候へハ、御救方并貧窮人歎候趣等町奉行在金沢ニ候故、兎角指図方も後レ候様ニ被存申候、外ニも事急成義故、先所役人或者分限者より取救罷在候様同心

○一、同村役人共手前小前之者共取統方之様子相尋候^一、去ル十二月廿日以来中分以上之人々分限ニ応シ、月ニ兩三度宛一篇ニ初壺石ハ一石五斗迄、極難渋者百六十人江救方仕置候^一、当月十日ハ米穀高貴ニ相成、批売一升百五文ニ相定り、左スレハ小前之者共及困窮候^一御座見込、役人共僉儀之上是迄救置候人々之外二百八十五人調理書、批売米一升二十文宛償来候^一、同十六日ハ米直段一升九十文ニ引下り不而已、役人共ハ無手透救方仕居候^一、右様騒步行候儀ハ余稼方手薄之折柄米高貴故相騒候^一御座相聞得申候、且十八日役人共詮儀之上是迄小前之者共二分ケニ被救置候^一、一俵本込當時批売九十七文之定直段二十文償七十七文ニ売渡候事ニ仕法仕候旨申聞候

一、十八日右新屋仁兵衛、同村小前之者二百十軒へ軒別銀札五匁宛、同村非人五軒へ四匁宛、同村皮太七軒へ二十目、同村藤内三十軒へ五十目為救方指遣候^一御座承合申候、尤追々人氣相静候^一御座候

一、同郡般若組瀧村領山へ当十五日夜十四、五人斗、同十六日夜十二、三人斗出候^一而騒々敷申立候^一由相聞得候ニ付、指向夫々承合候^一、何村之もの共ニ候哉、右兩日相騒候へ共、翌十七日夜ハ相静り候^一御座承合候旨ニ御座候横目等より申越候^一趣ニ而ハ相見え申様ニ御座候、猶更是等之義ハ得与内々為

聞合可申与奉存候、以上

右謹——

戊午

七月廿一日

成——判

(朱筆)「以庄田吟右衛門上ル」

一、廿二日朝申談義有之候条、追付御次へ可出旨山森権太郎紙面到来ニ付、出候処、岡嶋左膳、右源吾等小紙持被出、此義伺通与被仰出候旨、被申由奉畏候与申述以後加様成分ハ以御執次可申上旨被申聞、其節今晚魚津より参り候新川へ出役永田俊三等小紙新川筋之趣相調候分持参、左候ハ、是等も以各様可申上哉与岡嶋へ為見候処、可申上□被申聞取而被入候也、猶右ニ準候義ハ小紙之俣可達候事

魚——

一、当十七日奉言上候射水郡放生津町、十二日夜騒立候後ハ所役人共等より貧窮人追々取救居候故、人氣余程相治り居候処、十九日昼後、御払米出船仕候を町人共売払米与存込、軽キ者百人斗相集り、窮民を不顧売米仕候義ハ為致間敷与及狼藉候故、所役人共駆付制方仕相諭し候ニ付、夕景引退候処、夜又追々五、六百人斗相集、町家廿二軒毀方仕候由、依而此比高岡へ出役仕罷在候与力村田乙三郎義同心召連指向、夫々承調理、右毀方之砌罷在候、聞得候者七人召捕魚津表へ引送候旨等申越候、猶委細之義以御執次可奉申上候

一、高岡町奉行長屋八内義、先日分出府仕居候処、十九日夕七時比、高岡へ罷越候様子ニ承候旨も申越候

一、礪波郡福光村油屋甚吉与申者家、十八日夜、四、五十人斗罷出候而取毀候由

一、今石動近在田川村領二七、八十人斗、小矢部川原二二百人斗寄集り、十五、六日比高声ニ呼步行候由

一、井波町端二十三日夜、二、三十人斗集り高声ニ呼步行候由

右礪波筋へ出役罷在候同心横目田中儀六郎より申越候、猶委細之儀ハ以御執次可申上与奉存候

右謹而奉言上候、以上

戊午

七月廿二日

成——判

(朱筆)「表書之趣致承知則上之申候、以上」

別紙言上之卷封痛所難儀仕為持指出候、以御序御上可被下候、以上

午

(朱筆)「庄田吟右衛門」

七月廿二日

成——判

御近習頭中様

一、右放生津毀方立花源吾等調理小紙有之上、高岡毀調理小紙与同品、且福光等三ヶ所様子田中儀六郎封物各委細調有之、右二品共廿二日夕景到来也、放生津之義ハ調理小紙故直ニ御用部屋へ為持遣、委細ハ御次達留二有、又福光等之義ハ封物故其俣御用部屋ハ不被出、依而引取調候隙有之ニ付、翌朝可達因ニ致し見合置、扱両様共翌朝ニなくてハ御用部屋申上間敷と存、徒党之義故早速荒増之趣封物を以申上候義前文之通也、即高岡之義御用部屋へ達候紙面ニ荒増之義ハ早速以封申上候旨調出ス

一、廿三日御殿へ出、右福光村等之義引取書岡嶋左膳へ達シ時、放生津之義御達申候通二候、加様之義今朝迄相延し置候而も可宜哉、左候へハ小紙各様へ御達申、別段封物も上不申共宜義如何可有御座哉之旨申述候処、翌朝ニ而宜旨被申聞

当廿三日尊朝を以御聞合被為仰渡候、射水郡放生津并高岡毀方一件之内御不審之ヶ条暨山本松太郎を以被為仰渡候高岡町奉行衆等被取捌方之様子夫々承合候趣左ニ奉申上候

一、放生津新町綿屋彦九郎義ハ、御扶持人十村列御金調達方主付之由ニ而、分限宜者之由ニ候得共、是迄兎角小前之者共憐方薄キ躰ニ而、小前之者共常々悪敷申立居候躰ニ相聞得申候、当春放生浦方獵業手伝ニ而輕キ者共難渋仕候ニ付、二月廿八日暮比、女共四、五十人斗五人三人分引連、追々右彦九郎方へ罷越致救方呉候様相願候処、其節同人義金沢出府中ニ付、帰宅之上致救方可

遣旨手代共申入相返候躰、然処彦九郎義程金沢より罷歸候得共、何等救方義不仕由二御座候、且又当月廿日夜、放生津等難浪人女共六、七十人斗是又五人三人与追々彦九郎方へ罷越救方相願候由、右者段々米直段高直二相成取続方六ヶ敷、盆中取続方二も可致心構二而罷越候躰候へ共、是又救方不致由二御座候、然ル処追々米価高直二相成、批屋共米売不足仕密与難浪二至り候処、同十七日放生津分限之者共より銀壹貫五百目指出、難浪人千三百軒及救方候由二候得共、彦九郎何等救方も不仕候故、同人を惡敷申立候由二候処、漸十七日夕、放生津等難浪人江別紙之通救方銀指出候二付、所役人共〆翌十八日下々に致配当候由、併輕キ者共米相望居候処、銀子二而致救方、其上彦九郎分限二ハ救銀不足之躰二申憤、何レ輕キ者共、心服不宜躰二御座候

一、同十九日放生津御藏売米渡り三百石御藏〆出候由、右請取候米主等左之通二御座候

一、百石 御藏米 米主能州輪嶋浦

庄三郎

積船能州輪嶋浦

与四兵衛

右船ハ能州輪島廻り之由二而、放生津沖合二錠を打罷在、御藏所〆小舟四艘二而御米請取、同所瀉流シ川通り湊江出、夫〆大船江積渡シ、同日無異儀出帆仕候由御座候

米主加州大野浦

一、百石 御藏前^米 伝右衛門

積船射水郡放生津新町

次郎右衛門

米主加州大野浦

一、百石 御藏米 又四郎

積船射水郡三日曾根村

八三郎

右二艘共大野廻之由二而、前頭三百石之米ハ、御藏御借知米之内百石并百姓

代官射水郡布施村与三兵衛納之内百五十石、同郡橋下条村弥四郎納五十石出

候由二而、前頭壹艘者無異義出帆、跡二艘とも放生津沖合二而積更可申処、

浪風強ク相成無抛湯改役へ相願、内川積二いたし貫、右船二艘共湊入仕、右

次郎右衛門船者同所中之橋辺二繋留、八三郎船者右彦九郎後口二而繋留、前

頭同様御藏〆小船四艘二而御米受取、右船へ積渡終り小舟四艘二而御米受取

右船へ積渡終り候処、彦九郎後二繋候船者同人〆他所江売払候米二而可有

之与輕キ者共存込、所方二而不売払他所江売渡候義ハにくき仕業与申立、初

発女共子供入交り、右船二取付及狼藉居候内、暮二および候処、男共大勢罷

出、右米陸江取揚候由、其内役人共駄付及制方候処、石まくり等いたし役人

共手二合不申百石共陸へ揚、直様右彦九郎方へ罷越毀方二および候由二御座

候、同人義常々輕キ者共二被相惡候躰二而、救方義不足二存居候、折角右米

金彦九郎米与相心得、毀方仕候躰二御座候、尤批屋共兼而米売不足等仕候事

故、夫〆追々批屋共等毀方仕候躰二而、事之起りハ彦九郎之由二相聞得、前

頭船頭等船宿等松屋半七・中野屋權兵衛^{之丞}与申者迄毀方仕候躰二承合申候

一、前頭中之橋辺二繋置候右次郎右衛門持船ハ異変無之候得共、狼藉二逢候船ハ

米俵形も相損、右様船宿半七等迄取毀方二逢候事故、前頭二艘之船頭共賃積

相斷候由二而、右大野浦伝右衛門并又四郎方米支配人大野浦長右衛門困入候

躰、しかし俵形も荒候事故、所役人共并右半七・長右衛門示談之上放生津批

屋共も右米二百石共引受候事も遂談合ヲ、右伝右衛門等方迄飛脚を以売払方

之義申遣候由二候処、難売払旨申越候由、然処其節大野浦米主湊屋四郎兵衛

方〆も放生津御藏売米渡方二百石受取方二支配人罷越居候二付、幸四郎兵衛

支配人与引合、右米二百石買受、右伝右衛門方へ為代米相渡候事二いたし、

同廿四日御藏〆受取相渡候由承合申候

一、毀方後、放生津并放生津新町分限之者共〆追々救方仕、当時人氣穩二相成候

躰二承合申候

一、高岡町人共之内、春來救方米錢等町奉行所へ指出置候なから、下々江不被致

配当故、右米錢指出候町人共被毀候杯風評被為聞召、右一条入念承合候趣左

二奉申上候

一、春來米価高貴ニ而高岡難洪人共取統方六ヶ敷鉢ニ付、同所福岡屋清右衛門等分限之者共其申談、難洪人救銀引足方として町奉行所へ金銀指上度旨別紙各書之人々及願方候処、被聞届指出候由御座候、然処右指出候金子百両、銀八貫百五十目町年寄江被相渡、右銀高を以極難洪人一人五文与四文宛二通二分、人数四千七十一人江別紙書附之通当二月十三日〆日数三十日被取救候由、此銀五貫五百三十九匁余ニ相成申候、然処町年寄詮義之上暫救方指止重而指出可申事ニ奉行所へ相達候処、其意ニ被申渡、右残り銀九貫四百目余町年寄服部三郎右衛門・越前屋甚右衛門・津嶋屋小右衛門方へ被指預候鉢ニ御座候

一、当月十二日夜、難洪人共分限之者共方へ罷越救方相願候ニ付、翌十三日所役人共〆救方之義奉行衆在金沢ニ付、同所迄相達候処、右当春救方殘金を以早速取救候様翌廿四日申來候由ニ候へ共、町年寄共我俣ニ付外へ貸付置、右取立方日間取候故歟彼是与申立、右殘銀指出不申、且町肝煎共難洪人取調理方手間取、十四日〆十六日迄も相懸り候由ニ而、奉行衆被申渡方等閑ニ相心得候故、今度毀方之場合へ至り候鉢ニ承合申候

一、難洪人取調理方并札米渡方ニ付、町方中分以下相調理候者と極難洪人而已相調理候者と有之由ニ而、何分町年寄并肝煎共惣而役すれ仕候鉢ニ而、彼是救方手後レニ相成候鉢ニ承合申候、且奉行衆御両方少シ御役すれも有之候故歟与申風評も粗相聞得申候

一、今度毀方一件ニ付、長屋八内殿当十九日夕高岡へ被罷越、肝煎共手前被相糺候処、難洪人調理中、右及毀方候与申答候処、兼而難洪人高も大綱相割居候義此場■臨細ニ相調理彼是日を移候段等察当有之、重而熟与可被遂僉儀旨ニ而、當時夫成ニ相成居、委御憤之鉢ニ承受申候

一、当春救銀指置候綿屋平兵衛等ニ、三人、当十七日比町役所へ罷出、町年寄共溜ニおゐて申出候者、右平兵衛等当春為御冥加難洪人救方御引足銀ニ致費度旨ニ而願候上、銀子指出、其余ニも御入用与ならハ如何程ニ而も指上可申旨相達置候、然処右金子を以取救方無之故、人々毀方ニ逢候儀ハ全年寄共等等閑故、人々被毀候間、役所相様候坏申立、年寄共□子取立候由ニ而、年

寄共追々逃出候ニ付、無抛右平兵衛等罷歸候鉢ニ相聞得申候、尤右等之義ニ付、毀方後、分限之者共〆一切救方不仕鉢ニ承合申候

一、前頭殘銀貫四百目并利銀相添、町年寄共〆指出候鉢ニ而、同廿日難洪人六千八百人江銀十貫目斗被致救方候由ニ御座候、猶委細別紙之通ニ御座候、都而被指預候役所銀八年寄共手前ニ預り置候品ニ而、外々へ貸渡不申筈之処、勝手次第第二貸渡、右利銀取掠可申致度之処、右平兵衛等役所おゐて了簡之趣申出候義有之候ニ付、右利銀不指出候へハ、又々詮儀ニ預り可申哉与相恐レ、早能申繕指出候鉢ニ承合申候、何レ町年寄等手前ニ不正有之鉢ニ付、入念承繕候へ共慥成義聞得兼申候

一、今度毀方棟取鉢之者五人町奉行へ被引揚詮義候上、高岡鍛冶屋間右衛門与申者毀方頭取之旨之類候由ニ而入牢、残り四人之内、二人ハ無縮頭、一人ハ無貧足被相返、一人ハ御郡方之者ニ付御郡所へ被引送候鉢ニ而、穩便ニ被取捌方被致候鉢ニ御座候、しかし亦一説ニハ右様穩便ニ被致置、熟与人氣相治候上嚴重詮義方有之鉢之風評承受申候

一、毀方後、金沢改方十人斗高岡江罷越、放生津等所々聞合方致步行候鉢、然処昨廿七日朝高岡町肝煎共方江指向止宿等迄召連參、同日塩屋全之助等四人共無縮ニ而金沢表へ致同道候鉢ニ御座候承合候処、一昨廿六日朝永原甚七郎殿より飛脚到來肝煎四人共引揚可申旨申來候鉢ニ承受申候

一、町肝煎等〆村田乙三郎江相達候批屋相場書之内、仕立書与申者、其日々々相場立替及願方候書物ニ御座候、右仕立書□以町□代共聞濟、批屋米為売候義ハ不相当、既ニ当九日九十五文之仕立相場金沢表奉行衆〆同十一日ニ漸聞届方有之、右九十五文ハ表向批屋米売升之直段ニ而町□代聞濟ニ而、事済候義ならハ奉行衆へ聞届を受候義不入事ニ御座候、右二付夫々承合候処、町人共如何之詮義振ニ候哉、当十一日比批屋共直段書懸札軒別町役所へ取揚候由ニ而、其後者批屋共米直段得勝手ニ売捌候鉢ニ而、一升百二、三十文斗迄も売捌候義有之鉢ニ相聞得申候、併町奉行〆批屋共手当方も有之鉢ニ相聞得候ニ付夫成ニ致置申候

一、岡田雄次郎殿、正月下旬被致出府、三■月下旬高岡江被罷越、五月之末亦々

出府二而、当廿六日高岡ニ被罷越候躰

一、長尾八内殿、当二月中旬巡見方ニ被罷越、四、五日逗留之上出府、四月中旬高岡へ被罷越、六月中旬亦々出府二而、当十九日高岡へ被罷越候躰ニ御座候、日限儘成義ハ聞得兼申候

一、被取捌方之様子承合候処、此日輕キ者共取続方折角無致詮義候躰ニ事外相變義承受不申候

一、高岡表追々人氣相治候躰ニ付、是より氷見・放生津辺等相廻り御郡所等被取捌方之様子も追々承合、重而可奉申上と奉存候、猶高岡表之義ニ付、御聞合方被為仰渡候義も候て承合可奉申上候与奉存候

一、別紙写候俣奉指上候、本紙者村田乙三郎より被指上候与奉存候、右高岡二而相認奉指上候

右奉言上候、以上

午

七月廿八日

立花源吾判

覺

一、五百四匁 放生津新町綿屋彦九郎

同所極難渋人江救銀

但七月十八日夕、彦九郎所役人共江相渡候由二候へ共、放生津同様之割合ニ相成居候ニ付、今少シ増銀貰受可遣旨下々江□□□、翌十九日彦九郎江右之趣及引合示談中、同夜及毀方候ニ付強而引合方不被仕、右銀高を以救方仕候旨彦九郎へも及案内、翌廿日下々江配当仕候旨所役人共申聞候

一、三貫目 右同人々放生津極難渋人救銀

但七月十八日所役人共下々江致配当遣候旨所役人共申聞候

一、四貫目 右同人々長徳寺村・荒屋村・三日曾根村・四日曾根村難渋人救銀

但七月十八日壹ヶ村江百目宛相達候ニ付、村々役人共同日致配当遣候旨村役人共申聞候

右之通御座候、以上

午

七月

覺

一、壹万五千八百七十二人 当廿日ハ札米渡人高

内

五千百三十二人 男一人ニ付五合図

此白米二十五石六斗六升

五千百五十二人 女一人ニ付四合図り

此白米二十石六斗八合

五千五百八十八人 十五才以下男女一人ニ付三合図り

此白米十六石七斗六升四合

ノ六十三石三升二合

此米一升二付、平均百八文仕立直段

代六百八十貫七百四十六文

内百七十六貫四百九十文 御償

但一升二付、百八文之仕立直段之処、八十文ニ御引下ケ、二十八文

御引足

外二

三十一貫五百十六文

銀札一匁九十五文相場之処、百文ニ為取扱候間、錢五文御償

此錢高

ノ二百八貫六文

此銀二貫百九十目一分二厘 一日御引立銀

此三十日分

六十五貫七百三匁六分

右者町々巨細書取調理最中ニ付、先ツ批屋渡り米等引合書上之申候、以上

午

七月廿六日

高岡町肝煎

義作

覚

一、銀三貫目 福岡屋清右衛門
 一、銀五十枚 綿屋 義平
 一、銀二貫目 綿屋 平兵衛
 一、銀一貫目 綿屋 五兵衛
 一、金十一兩二歩 梶屋 儀兵衛
 一、金十一兩二歩 関屋 忠右衛門
 一、金十兩 高辻屋八右衛門
 一、金十兩 番屋 間兵衛
 一、金六兩 羽広屋勘右衛門
 一、金六兩 糸屋 仁三郎
 一、金六兩 井林屋平六
 一、金五兩二歩 羽広屋与八郎
 一、金五兩 金物屋七郎右衛門
 一、金四兩二歩 関屋 七兵衛
 一、金四兩 井林屋与三兵衛
 一、金四兩 石瀬屋与兵衛
 一、金三兩 関屋 彦兵衛
 一、金三兩 鋸屋 善助
 一、金二兩 高木屋庄助
 一、金二兩 江尻屋宗兵衛
 一、金二兩 盤上屋善兵衛
 一、金二兩 増山屋宗兵衛
 一、金二兩 飴屋伝右衛門

銀ノ金百兩

銀ノ八貫百五十目

右御取救方為御引足指上候、人々金高如斯御座候、以上

午

七月

高岡町肝煎

義作

覚

六百軒
 一、二千八百八十二人 極難洪人初段
 但一人二付二日五文宛
 四百七十八軒
 一、千八百八十九人 二段
 但一人二付二日四文宛
 軒数ノ千八十軒
 人数ノ四千七十人
 右二月十三日今日数三十日被下候
 七月廿日急御取救
 六百十五軒
 一、二千二百十八人 初段
 但一人二付二日八分宛
 四百八十九軒
 一、千九百十六人 二段
 但一人二付二日五分宛
 六百五十八軒
 一、二千六百六十六人 三段
 但一人二付二日二分宛
 軒数ノ千七百六十二軒

人数ノ六千八百人

右御尋ニ付書上之申候、以上

午

七月

当番町肝煎

高岡ニて 義作 ■

放生津毀方ニ付聞合候趣 八月三日 同心小頭立花源吾調理書 成	放生津綿屋彦九郎 八月三日 貧窮人取救方 成	高岡札米渡方 八月三日 此分ハ町役所銀ニ而 出来候由 成	高岡町人共同所町役所へ 八月三日 当春指出候貧窮人 取救銀高 成	高岡町方貧窮人取救方 八月三日 此分別紙町人共々指出候 銀子ニ而出来候由 成
--------------------------------------	------------------------------	------------------------------------	--	--

魚津

一、高岡表毀方ニ付、此表風評ニハ貧窮人取救銀町人共々夫々春以来指出置候
処、下々へ不相渡杯申候、就^{而ハ}放生津綿屋彦九郎等取救銀出しなから被毀候
由ニ付、もし高岡之様之義も無御座哉、且ハ十九日出船之米ハ御払米と同心
共申越候へ共、此表ニ而之風評ハ町方商売米杯申候ニ付、入念聞合申越候様
同心小頭立花源吾へ申渡候処、即申越候趣等別紙五通文筆見苦敷奉恐入候へ
共、其俣奉入御覽候

一、射水筋大駄人氣も落付候様子ニ而、右立花源吾義出役先々私へ申達候義有

之、出役先より昨夕此表へ書付仕候ニ付相尋候処、右放生津出船米者御蔵入

ニ而、兼而御払ニ相成居候御米之様子ニ而、夫々買請人より請取ニ参り船ニ

積出船仕候米之様子ニ申聞候、左候へハ御蔵より出候米ニハ候へ共、町方ニ

買請之上ハ商買米与申而も宜哉ニ被存候義ニ御座候故、相障り候与見え申候、し

者可有之義ニ候へ共、人氣騒立候折柄ニ御座候故、危義与源吾申聞候

かし無左共彦九郎義ハ余程之被憎者ニ御座候故、

一、町肝煎等より村田乙三郎へ相達候批屋相場書并仕立書即乙三郎より指越候へ

共、此義書付而ハ少ト入組候事共御座候故、以御執次追而奉申上度、只今ハ

右仕立書等ハ不奉指上候

一、猶今度之様子、右源吾ニ相尋候而可申上義も候ハ、追而可奉申上候

右謹而

戊午

八月三日

成 判

(朱筆)「右持参、以戸田五左衛門上ル」

魚

一、一昨三日奉申上候通同心小頭立花源吾出府仕候ニ付、段々様子相尋候節、同

人より射水筋之義ニ付申達候趣左ニ奉申上候

一、六月上旬比、御領國中御救初五千俵斗被仰付候由、其内射水郡者六百俵斗被

下、組二甲乙ハ御座候へ共、一組五、^六十俵斗敷相当候躰ニ而、漸此節迄ニ

村々役人共々下々へ配当仕候由ニ承合申候

一、右比金沢初ニも候敷、遠所町方へも御救米被仰付候由ニ候へ共、高岡町杯未

配当も不仕様子ニ承合申候

右等ハ大事之義与私ハ奉存候、何とか加程日数か、り不申共、下々へ早く

配当方出来候筋与奉存候、此義ハ御用番へも達置可申与奉存候

一、射水御郡所之様子承合候処、奉行今村五郎兵衛義、七月十八日初而支配所へ

罷越候由、然処十九日放生津毀方ニ而其後支配所取治方不行届候旨ニ而、身

分之義同候由ニ候処、廿六、七日比、御用之外指控可申旨申来候様子ニ承合申候

一、大袋組才許十村小嶋村与右衛門、下東條組才許十村小野村小右衛門義、御用之外指控可申旨、廿七、八日比、御郡所ハ申渡、其外放生津并同新町年寄・算用聞・肝煎・組合頭是又今月朔日御用之外徘徊留ニ申渡候由ニ承合申候

放生津ハ大袋組之内ニ御座候、下東條組ハ放生津近在之村々ニ御座候

一、先比以来御郡所へ十村共并放生津等尋立ケ所肝煎共每度呼出、御縮方暨飯米取続方之義折角申渡、十村共方ニ而も每度取続方詮義罷在候躰ニ承合申候

一、射水筋作躰之義、放生津辺瀉懸り格別上作之躰、外ニも随分相応之由ニ而去年より一、二歩も宜様ニも承合申候

一、小杉御郡所へ毀方徒党之者聞得候者十一人牢舎、此日嚴敷指詰拷問御座候躰ニ承合申候、其外女共三、四人所役人ニ指預有之候由、右牢舎人之内、明神屋五兵衛与申者格別之拷問御座候躰ニ承合申候

一、礪波筋相廻罷在候与力阿閉小右衛門手合同心横目原貞之丞より礪波筋之様子申越候趣左ニ奉申上候

一、当出作之様子承合候処、射水之義ハ余程見成宜、礪波筋ハ其場所ニ依り甲乙ハ御座候へ共、所々枯穂相見え不十分躰ニ御座候、併惡敷坏と申立候程之義ニ而ハ無御座躰ニ見聞仕候、所々早稲苺取且ハ古米も追々下落之由暨盆前後ハ町在共小前之者共米一升二付十文斗ハ二十文斗まで取救方等御座候ニ付、此日人氣も余程相治り居候躰ニ相聞得申候

右之義阿閉小右衛門より申越候趣ハ所ニ寄余程枯穂も相見え候へ共、達物ハ出来宜敷突平均候処、去年ハ宜敷与申由ニ承り候与申越候

一、御郡所之様子承合候処、奉行金子篤太郎義七月十五日迄ハ金沢ニ罷在、十六日出立駒町泊ニ而、十七日小杉御郡所へ着仕、今村五郎兵衛与何歟示合候趣ニ有之候哉、廿一日杉木新町御郡所へ着仕、其以来十村共何茂呼立理下村ニ長立候者ニ小前之者共取救候様可申渡旨、且又分限之者坏今摺米余斗取持罷在候者ハ、町立候ケ所へ急速売出可申之旨等、夫々嚴重申渡候由ニ而風聞ヨロシキ宜躰ニ承受申候由

右謹——

戊午

八月五日

成——判

(朱筆)「以御近習頭上ル」

魚——

一、礪波・射水御郡奉行金子篤太郎義、当朔日比、御用之外指控被仰付候由、且又

礪波郡山見組才許十村

三清村 与三之助

同石黒組才許十村

和泉村 文大郎

同若林組才許十村

宮丸村 次郎四郎

右之者共も、当朔日比、御用之外指控申渡有之候由、今度所々毀方等騒々敷儀共有之候故、右躰御咎方被仰付候も難斗旨専風便仕申候由

一、常願寺川出水ニ而流失家或ハ泥入家等、嶋組・太田組・上條組之内千五、六百軒斗へ、前月中旬比、銀子三十目より二百目斗迄段付ニ而小弘銀之内を以御取扱ニ相成、惣銀高百五十貫目斗、且又右軒別へ玄米一斗七升五合ハ三斗迄、惣米高六百六、七十石斗被仰付候由、右貢米者其節才許々々ニおゐて夫々配当仕候由ニ候へ共、銀子之儀ハ当四日五日比之二人々貰受候躰ニ相聞得申候旨

一、先日来与力阿閉小右衛門義、同心横目原貞之丞等召連出役罷在候処、礪波筋追々人氣も鎮り候躰ニ付、引揚候而六日ニハ富山通り町庄村ニ止宿仕、飛州筋并富山御領内之様子も承合候処、相変義も無御座、併シ何となく富山町ハ陰氣之躰ニ承り申候旨

右小右衛門・貞之丞より申越候趣ニ御座候

一、毀方ニ付、高岡へ出役罷在候与力村田乙三郎義、其後同心小頭立花源吾等召

連、射水筋放生津・氷見等相廻候処、追々人氣も静り候躰二付、最早高岡引揚、乙三郎義ハ私へ申達候義有之、当七日金沢表へ出府仕、源吾等同心共ハ魚津へ引揚罷歸申候、即乙三郎二逢候而段々承候処、只今二而ハ大躰落付候様子二而、外相變義も無之由二御座候、先日小頭源吾出府仕候節、於高岡毀方仕候聞得候者四、五人有之候旨申聞候二付、召捕糺可申旨乙三郎へ指図仕置候^{二付}処、四、五人召捕魚津へ為引遣候旨申聞候、猶追々様子承可申上義も候ハ、追而奉申上候

右謹而奉言上候、以上

戊午

八月十一日

成——判

(朱筆)「以御近習頭上ル」

魚津

一、七月中旬此御領国一統御郡方■極難洪者統為御救粉五千俵被仰付候内、新川郡へハ九百五十一俵余相当り、同月下旬御郡所々相渡候躰

一、当八月上旬又候右同様粉一万俵御救被仰付候内、新川郡へ者千九百八十二俵余相当り、^{同月}十六日比、御郡所より相渡候躰二御座候由

右此比新川筋へ出役罷在候同心横目石川良之助より申越候趣二御座候

一、礪波筋へハ右五千俵之内、八百七十三俵余相当り、七月十五、六日比、十村共々申渡置、廿日比、夫々手寄之御藏所二而相渡り候処、翌日迄二多分配当仕候躰、其内軒別人高二而応シ二、三升位八、九升位迄、過半ハ先十軒五升六升宛配分仕候由

一、右一万俵之分ハ同郡へ七千七百四十俵^余御貸渡、当三日比、十村方へ役人呼立候而米価高直二付、難洪者共早稲未熟々刈取猥二喰込候而ハ御收納方も不相成候二付、改作所々達候上、右御貸渡有之旨夫々申渡置候処、十三日比、手寄之御藏所二而相渡り、役人共僉儀仕、最初五千俵之内、相渡候者共之外、小前之者共調理書、極貧者与入交三、四升位八一斗一、二升位迄も配分仕候^候、返上方日限之義ハ追而申渡趣二御座候由

一、遠所町立候ヶ所へ玄米二百四十石極窮人御救被仰付候由二而、七月十六日^七比、今石動・城端へ申渡有之躰二御座候へ共、右二百四十石之内、何程一ヶ所へ配^{被下}当候哉相知不申二付、役人共々奉行へ割符当り相達候^置処、当十一日比、当り分夫々申渡有之躰二御座候へ共、其砌ハ右米相渡無之躰二承^受合候由

一、作躰之様子承候処、何も相応二而在々穩之躰二見聞仕候旨

右此比礪波筋へ出役罷在候同心横目田中儀六郎より申越候趣二御座候

一、射水郡へハ右五千俵之内、六百三十一俵余相当り、七月十五、六日比、十村々申渡置、廿一日手寄之御藏所二而相渡り、極難洪人見斗即日又ハ翌日一軒へ三升^位八、五升はかり迄配分仕候躰二御座候由

一、右一万俵之分ハ同郡千二百六十二俵余御貸渡、当二日比、十村方へ役人呼立候而、礪波郡同様之趣二申渡置、三日比ハ十日比迄追々手寄之御藏所二而相渡り候由二而、役人共見斗を以難洪人一軒へ六升位八七、八升位迄配分仕、返上方之義ハ追而可申渡躰二御座候由

一、右遠所町方へ之二百四十石ハ、七月十五日比、高岡・氷見町へ申渡御座候処、当八月十二日高岡へ五十八石一斗三升七合相渡り、十三日二同所町奉行所々右米批屋共入札之上相払、右代銀を以極難洪人千七百七十一軒へ二匁六分斗宛軒別配分仕候躰、右十二日氷見へ十八[■]石七斗二升五合配当之旨申渡御座候へ共、其節右米相渡不申躰二承受申候由二御座候

一、出作之様子承合候処、相応之作躰二而當時早稲等最中茹入罷在候躰二見聞仕候由、其以來何方も穩之躰二承受候旨

右此比射水筋へ出役罷在候同心横目萩野茂右衛門々申越候趣二御座候

一、右七月中旬比御救被仰付候粉五千俵之義、当月五日奉言上候節、六月上旬比、御領国中へ被仰付候処、漸七月之末比下々へ配当仕候二付、配当分余り之延引^有二付、御用番へも達置可申旨も奉申上、即奥村河内守へ相達置申候、然処其後右礪波筋之義申越候節、前文之通七月中旬五千俵被仰付候与有之候二付、折返所々同心共へ申遣^{ママ}僉鑿仕候処、弥七月中旬二無相違旨申越候二付、内々御算用場向承合候処、七月十一日二被仰付御郡方へ粉五千俵金沢^{遠所}初町方へ四百五十石被仰付候由二而、六月二ハ何も一統へ被下候儀ハ無之由

二御座候、左候へハ、五日奉言上候六月初と申義、同心小頭立花源吾聞合方行届不申義奉存申候故、於私も行届不申不念之至奉存、何とも奉恐入候義二奉存候

一、前文遠所町方へ二百四十石与申候ハ、右金沢初四百五十石与申内与奉存候、此分配当方之義芦峠寺・岩峠寺門前地支配方之義二付、余程日後レ二相成、漸当月之初歟二夫々配当方出来候様子ニ御算用場向ニ承受申候、夫故二歟凡前文之通配当方少ト不分明ニ御座候歟と奉存候、且一万俵之義も内成向承合候処、右之節被下候由ニ御座候

戊午

八月廿一日 成——判

(朱筆)「以御近習頭上ル」

魚津近

一、常願寺川縁之者共御郡所より夫々稼方充行有之処、右充行方分ニ過候而甚及困窮、金沢へ可訴出坏於此表取沙汰承候ニ付、聞探り可申越旨申渡置候処、右筋へ出役仕候同心横目石川良之助より承合候義共申越候趣左之通ニ御座候、右川縁小者水損後稼方之儀者、手職ニ御座候者其職相励、是迄百姓渡世之者ハ御田地泥込之ケ所取仕抹方夫々充行御座候処、一人日雇料一匁八分之由、尤一尺泥込之場所百歩ニ付日雇三人ニ而可致取仕抹定仕、惣而右ニ順シ相定り居候由、然処稼方励敷相勤候者者、右百歩之ケ所ニ二人位ニ而取仕抹仕、左候へハ一日手間料二匁七分も相当り、時宜ニより三匁不足も相当り候由、然ル内非力成者・病身者等者、其勤方ニ応シ被下方御座候様ニ而、敢而日業充行方分ニ過甚困窮ニおよび候様之義者相聞得不申義ニ御座候、然ル処御城下ニおゐて色々風評御座候由ニ付段々聞繕候処、右非力成者等之内、自分不顧勤方も被下方手薄様ニ存込、何歟申立居候哉ニも薄々風評承候由、尤此日も不相変右稼方仕居候様ニ承受申候由、右

一、西水橋水難之者共ニ統へ、此日廿九石七斗五升斗御貸米被仰付、尤来未ノ年

十五ヶ年賦を以上納之様ニ相聞得申候、且又右水難之者共同所統辻ヶ堂村へ転地願方仕置候由、然ル処此御聞届之上ニ統へ銀十五貫四百目御貸渡ニ相成候而、当月十一日比、御郡所右銀高相渡候様ニ承合申候

一、水難之者共ニ為御取扱一統へ銀百五十五貫目余被下方之儀、先達而被仰渡候由ニ御座候処、当月上旬、半銀御渡ニ相成、残半銀八家拵之砌御渡方御座候様ニ相聞得申候由

一、先達而流失仕候新庄新町正寺為御取扱当七月下旬銀三百目、当月上旬百目被仰付、右上旬又候御貸米三石被仰付候様、且正願寺同様流失仕候岩峠寺盤着坊等九坊為御取扱右日比一坊へ銀百目宛一度、八十目宛一度被仰付候様ニ風評承受申候由

一、富山御領内暨御境目等相変儀承請不申、此日之処追々当年作米取揚候故ニも御座候哉、殊之外人氣相静り候様ニ見聞仕候旨ニ御座候

一、昨日私新川御郡奉行金谷与十郎ニ逢申候ニ付、常願寺川縁泥込之ケ所取仕抹方と云ハ如何致シ候事ニ候哉承候処、右泥之上へ直様米植候義ハ不相成ニ付、打返シ候而上へノ泥を下へ入レ、下之真土を出シ、くろ等を拵、田之形ニ仕、当年水を懸、冬雪下ニ仕、来春夫々打起シ田ニ仕候図り之様ニ申聞候、先新田を開キ候様之物之様子ニ御座候、来春迄ニ三部通も出来可申哉、尤深泥之所ハ右之通ニも仕かたく、又何とか仕らるハ不相成由ニ申聞候、何とも面倒成義ニ御座候

右謹而奉言上候、以上

戊午

八月廿三日 成——判

(朱筆)「以篠島喜三郎上ル」

魚

一、当夏以来米価高直ニ而魚津表小前之者共及難洪候ニ付、当廿日・廿一日同所町会所ニおゐて貧窮人千二百九十四人へ玄米二升宛被下候旨ニ而配当方御座候様、且右同様人高江銀二匁五分宛御貸付被仰付、返上方之義ハ追而可申渡

旨町奉行より申渡候^{同所}躰ニ御座候段、同心横目共より申越候

右謹——

戊午

八月廿七日 成——判

(朱筆)「以庄田吟右衛門上ル」

新川郡大三位組入膳村領無地、嘉永元年新田才許見込を以夫々相達候上、高三十五石新開被仰渡候ニ付、其以来追々相開内二十石高振昨年迄出来御收納罷在候処、草附開残り十五石之内五石振新田才許同郡中新村嘉六郎見込之趣相達候哉、当年畑付上納方被仰付候由、併右五石之分者前件嘉永元年三十五石新開之儀御請仕置候事故、仮令開出来上り不申共、当年御收納御請仕候由、残り十石高ハ当年より七ヶ年迄ニ出来仕申度段願出置候由、然処前月十二日比ヨ同十四日比迄三日市村江新田才許共右嘉六郎并同郡齋木村有次郎、射水郡布施村与三兵衛寄合示談之上ニ而も御座候哉、同十五日右嘉六郎等右入膳村江又候二十五石振無地別ニ新開申渡候処、村役人共初一統及迷惑候旨、尤右新開之義ハ過分雜用相掛り、剩松林等伐絶シ候而ハ小前之者共焚火物ニ可仕落葉たり共拾ヒ候義相成不申難義仕候之躰ニ御座候、且又右之外大三位組之内横山村・一宿り村・上野村・麦木村・栲山村・木ノ根村等此外二も村々江嘉六郎等右新開申渡候由、尤右ニ準シ新川筋組々之内大躰一組ニ五ヶ村宛も申渡候之由ニ御座候処、何方も入膳村同様前々新開被仰渡未開請ニ相成不申内、今度又候新開被仰渡候故、其村々一統不心服之躰ニ而、勿論当年出作も不十分候処、右新開被仰渡候ニ付、甚人氣ニ指障り、右様再篇新開方被仰渡候而ハ何方も迷惑ニおよひ此末成立兼候趣ニ二統申慣候躰ニ相聞得申候

一、右ハ嘉六郎等了簡を以見込地新開之義、改作奉行衆江夫々及達方ニ候得者、先者被任其意新開被仰渡候躰ニ御座候

一、右嘉六郎義、五六年前何等之趣意ニ御座候哉新田才許退役仕候得共、一昨年歟再役被仰渡、元来同人儀候肝者之由ニ而、下々小前之者とも等難義仕候義

候、不顧改作奉行衆等上向ヘ態与能キニ仕成、畢竟十村望ニ而も可有之哉ニ専風評仕候、夫故新川筋十村共初末々之者共迄も右嘉六郎之悪評申立相増居候躰ニ而、今度右新開之義ニ付而八十村共之内分も何歟可願出哉ニ風聞承請申候

一、右新開之義ハ、御上之御ためニ御座候ヘ共、右躰下々及迷惑ニ、且悪敷申立候処ニ而ハ、乍恐却而御縮ニ相成不申、此上押付新開被仰渡候時ハ弥人氣ニ相障り候哉ニ見聞仕候

一、右嘉六郎義、常々風俗方不宜者之由ニ而、同役有次郎等も自然与右氣合押移無何与悪敷躰ニ御座候
右奉言上候、以上

午

九月十五日 山本松大郎判

魚津——

一、同心横目山本松太郎義、此間当表ヘ出府仕、新開之義ニ付、新田才許新川郡中新村嘉六郎与申者取捌方不宜趣承受候由ニ而、別紙書附指出候ニ付、文筆等見苦敷奉恐入候ヘ共、其似奉入御覽候

右一件ハ私手合より穿鑿仕候筋ニ而ハ無之与奉存候故聞流ニ仕罷在候ヘ共、下々ニ而ハ余程あしく申立候様子ニ松太郎申聞候万^{ニ付}一嘉六郎家毀方坏仕候様之義出来仕候而ハ御縮方ニ相障り不用意義ニ奉存候故、只今之内ニ何とか手当方も出来候ハ、可然哉ニ奉存候ニ付、新川御郡奉行大島三郎左衛門・金谷与十郎ヘ荒増之儀内々申遣置申候、新開之義ハ宜義二者相違無御座候ヘ共、加様之者其役ニ罷在候而ハ誠ニ御為不宜義ニ奉存候
右謹而奉言上候、以上

戊午

九月廿二日 成——判

戊午

新田才許中新村

九月廿二日 嘉六郎義取捌方不

宜趣同心横目山本松太
郎書附
成

右一件、已ニ新川へ相廻り候御歩横目ニ而候歟聞探り参り候者有之様子ニ御座候、^{旨松太郎}定而其節より可申上義■と奉存候

(朱筆)「右以高田久兵衛上ル」

魚津近在相替義無御座候

一、越中筋出作之様子追々承候処、先日比ハ去年より宜様ニも申慣し候へ共、此節ニ至り而ハ去年より二、三步も劣り候様ニ申慣し候様子ニ御座候、しかし御收納御請ハ十村等色々百姓共へ申入候而為致候由ニ御座候、此比与申荒尾作左衛門義御郡廻ニ出役罷在候ニ付、^罷帰り候而様子申越次第可奉申上候

一、同心横目山本松太郎此間出府仕候節相尋候処、初メ宜様ニ申慣候ハ、長く降候跡、俄ニ快晴ニ相成、一時ニむか〜と出来宜様ニ見え候由ニ候、然処土用中之照と違候而都合不宜与相見え、此比ニ出来上りニ至り候而ハ、しなび候分多相成不宜由ニ御座候而、見立方願出候村々も御座候へ共、十村等色々申入、先ツ為荷取候様子ニ御座候、山手之方ハ猶更不宜、縮方之事ハ宜方ニ御座候由、御收納時ニ相成候ハ、甚迷惑仕候者共出来可申哉ニ風評仕候由ニ候へ共、慥成義ハ被承不申旨申聞候、猶更又様子知レ次第可奉申上候

右出作^{様子}之■荒増之趣御勝手方年寄中へ内達仕置可申与奉存候
右謹而奉言上候、以上

戊午

九月廿七日 成——判

(朱筆)「以篠島喜三郎上ル」

魚津近

一、富山表米価高貴ニ付、貧窮人共夜中大勢物貰ニ罷出候躰相聞得候ニ付、承合候処、富山表此節上白米壺升ニ付百十九文、中甸米壺升ニ付百十四文斗之由ニ候得共、分限宜者共々救方義不仕、下々弥難渋仕候由ニ而、九月廿一日比

廿六日比迄男女童等入交り、人数百人或ハ二百人斗宛、夜ニ身元宜者方江物貰ニ罷出候由之処、同廿七日比ハ極難渋人江御救粥被仰付、尤物貰ニ罷出候者ハ、日ノ中罷出、夜中徘徊不相成旨被仰渡候躰ニ而、当時之処、夜中大勢罷出不申躰ニ候得共、折々ハ五■人七人宛夜ニ物貰ニ罷出候者茂御座候躰ニ付、町々役人共ニおゐて取縮仕居候躰ニ而、当時之処先人氣茂相治居候躰ニ御座候、其余相変儀承不申旨、此比新川筋へ出役罷在候同心小頭永田栄之助等より九月晦日付ニ而申越候

右謹而

戊午

十月四日 成——判

(朱筆)「以富田五左衛門上ル」

三御郡盜賊改方為御用午九月朔日魚津罷立、同晦日右御用相仕廻罷帰申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、新川御郡内相廻候へ共、相替儀無御座候

一、境御関所暨越後筋之様子承合候へ共、相替儀相聞得不申候

一、町新庄村止宿之砌、天正寺村十次郎并東長江村彦左衛門手代呼出、富山御領境暨飛州御境目・猪ノ谷筋之様子相尋候得共、相替儀無御座旨申聞候

一、礪波御郡内相廻候得共、相替儀無御座候

一、井波・城端絹出来方等之義承合候処、絹糸高直ニ而諸出来方も宜ク上方等へ絹引ケ方も有之候へ共、値段引合不申故、不潤色之躰ニ相聞得申候

一、福光村ニ而布出来方等之様子承合候処、布出来も相応ニ宜ク諸方へ引方も有之、随分潤色ニ相成候躰ニ相聞得申候

一、五ヶ山主附十村手代呼出、彼筋之様子相尋候処、流刑人等相替儀無御座旨申聞候

一、同所畑作之様子相尋候処、大豆・小豆等も不作之躰ニ申聞候

一、戸出村ニ而布出来方等之様子承り合候処、当年ハ布出来方薄御座候故、不潤色之躰ニ相聞得申候

一、射水御郡内相廻候へ共、相替儀無御座候

一、氷見止宿之砌、瀧浦筋暨能州御境目等之様子承合候へ共、相替儀相聞得不申候

一、伏木村二而湊入船手之様子承り合候得共、相替儀相聞得不申候

一、三御郡当作之様子承合候処、新川筋者早稲等ハ枯穂ニ相成、晚稲者宜敷候得共、所ニ寄善悪厚薄有之、去年ハ作躰一、二歩ハ三歩斗も劣り可申哉ニ相聞得申候

一、礪波筋も同様ニ而、所ニ寄善悪有之、去年与者作躰先ツ二、三歩ハ四歩余も相劣可申哉ニ相聞得申候

一、射水筋者所ニ寄り去年之作躰与同様之所も有之、又一、二歩斗も劣り申所も有之哉ニ相聞得申候

一、畑作之様子承合候処、大豆・小豆等都而不作之躰ニ相聞得申候

一、新川・射水共海辺相替儀見聞いたし候儀無之哉承しらへ候得共、相替儀見聞不仕旨役人共申聞候

一、諸浦猟業之様子承合候処、夏以来続而不獵之躰ニ相聞得申候

一、越中筋へ紛敷他国者等入込居不申哉与宿在共承合候得共、右様之者入込居不申旨役人共申聞候

一、御郡内諸奉行人并十村共等勤方善悪之様子承合候共、相替儀相聞得不申候

一、火賊等注進仕候者共止宿所近辺ハ旅宿へ呼出、夫々相尋候得共、相替儀無御座御静謐ニ御座候、猶又向寄ニ罷在候陰聞・藤内共呼出、賊等承しらへ方之義急度申渡候、且亦御縮方之義前々之通十村手代并村役人等へ嚴重申渡置候、以上

午

九月晦日

荒尾作左衛門判

成瀬主税様

戊午

三御郡秋廻ニ罷在候

十月十三日

与力荒尾作左衛門

調理書

成

魚津

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾作左衛門同心横目山本松大郎等召連、九月朔日魚津出立仕、三御郡夫々相廻り候而、同晦日罷帰申候ニ付、所々見聞之趣別紙調理書指出候ニ付、其俣奉入御覽候

一、当七月礪波郡井波并福光家毀候右徒党人聞探り可召捕申様魚津へ申遣置候、同心小頭今井妥吉等九月廿七日出立礪波筋相廻り、右井波毀候ハ何レ五ヶ山之者之様風評仕候ニ付、即五ヶ山へ登り候而聞探り候へ共、兎角徒党之者聞出シ兼候旨妥吉ハ申越候、猶五ヶ山々中之様子申越候趣左之通ニ御座候

一、五ヶ山々中之様子指懸り相替儀無御座候、当出作之様子承合候処、利賀谷組之内、長崎村等三、四ヶ村ハ少々御田地耕作も仕候へ共、夏中之不順ニ而実法不宜不熟之躰、其余相廻候村々畑作而已ニ而、麻之義ハ相応之上作ニ相聞得候へとも、大豆・小豆等ハ当夏之長雨ニ而不熟之躰、暨蕎麦蒔込時節ニ相成、又々荒勝ニ御座候事故、生立方等薄ク甚以不熟之躰ニ而、山中一統迷惑之趣相歎罷在候、井波・城端ハ為登候米価も高貴故、格別難渋之趣小前之者共相歎罷在申候ニ付、此後之取続方暨御縮方等之義役人共へ嚴重申談置候、且又焰硝出来方之様子聞繕候処、連年格別嚴重被仰渡方御座候旨ニ而、一山之村々一統入精相勵罷在申候、將又飛州御境目筋暨流刑人等相変候義無御座哉承受候処、聊替品無御座、御配所并名前左之通ニ御座候

御縮小屋

猪谷村

星野伝蔵

同

同村

井関達之助

平小屋

同村

宝嶋屋四郎右衛門

同

田向村

笹田糸大夫

同

同村

笹屋武兵衛

御縮小屋

嶋村

中村清大夫

平小屋

同村

矢木清四郎

同

籠渡村

横井大次郎

同

同村

石浦屋孫作

同 大崩嶋村 中村八郎右衛門
同 同村 鍋屋藤吉
同 祖山村 沢根万助

一、礪波筋当作其様子承合候処、一円之セ附二而難作申慣候へ共、敢而申立候程
二ハ無御座、相応之出作之由二相聞得申候、併惣村数六百ヶ村余御座候内、
百ヶ村斗格別之セ附或ハ枯穂等二而難作申立、組々ニおゐて七、八ヶ村ハ十
ヶ村斗迄取時節二指懸り暫之内鎌入茂不仕由二候へ共、十村共之諭方宜躰
二而無程取取候由二而、當時之処人氣穩ニ見聞仕候、乍併当作之割合ハ諸
方共米価高直ニ御座候而小前之者共難渋之趣申立相歎罷在候段、村々ニおゐ
て申聞候ニ付、尚更御縮方等之義役人共へ嚴重申談置候旨ニ御座候
右謹而奉言上候、以上

戊午

十月十三日 成瀬——判

(朱筆)「以丹羽鶴吉上ル」

新川郡御本役為御用伊藤秀之助同道仕、当四日魚津発足、上条組柳寺村ハ
常願寺川筋高野組等之内岩嶺詰高原村下段筋相廻、同七日罷帰、所々見聞
之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛出来之様子承合候処、春来潤氣宜、養生方申分無御座候処、夏以来
長降ニ而実入方不宜、先去年ハ二歩斗相劣候躰ニ御座候得共、敢而御收納方
ニ指障候様之儀ハ相聞得不申候、且大豆・小豆等ハ相応之躰ニ承受申候、且
又常願寺川筋御田地等水損ケ所之義ハ兼而御承知被為在候通ニ而別段相変儀
も無御座候ニ付不奉申上候

一、相廻候所々指懸り相変儀承不申、御静謐之躰且流浪躰紛敷者見聞不仕候、猶
在々役人共へ御縮方之義嚴重申談置候
右奉言上候、以上

午

十月八日 田中儀六郎判

新川郡御本役方為御用木村猪太郎同道、午十月八日魚津発足仕、下条組市江
村ハ上段筋向岩谷大岩谷上市村辺所々相廻、同十一日罷帰申候、承合之趣
左ニ奉申上候

一、相廻候村々指懸り相変儀無御座御静謐ニ御座候、当出作之様子承合候処、何
方も刈入方相仕舞出来仕候処、去年ハ一、二歩斗も作劣り候躰ニ承受申
候、且又大豆・小豆出来方之様子承合候処、両様共去年ハ少々相劣り候躰ニ
承受申候

一、流浪躰紛敷者立入不申哉承合候処、右躰之者も徘徊不仕候旨村々役人共申聞
候、猶又諸事御縮方之儀村々役人共へ嚴重申談置候
右奉言上候、以上

午

十月十二日 荻野茂右衛門判

新川郡御本役方為御用午十一月四日平同心永田嘉太夫同道魚津発足仕、広田
組辻ヶ堂村ハ嶋組之内并太田組西ノ番村詰富山御領境相廻、同月六日罷帰申
候、承合之趣左ニ奉申上候

一、右組々之義者当四月洪水ニ而御田地等過分ニ流失仕、委細者其砌追々奉申上
候通ニ御座候、且流失不仕ケ所当出作之様子承合候処、惣而寒立ニ相洩候哉
見成不宜躰ニ御座候へ共、此日晚稻迄も刈入相仕廻、尤御收納方ニ者指障り
申様之義一円相聞得不申義ニ御座候、且又大豆・小豆等畑作之義者相応之躰
ニ承受申候

一、相廻候ケ所暨富山御領・飛州御境目等之様子も承合候処、指懸り相変儀無御
座御静謐ニ而人氣も穩ニ相聞得申候、尤流浪躰紛敷者も見當り不申義ニ御座
候、尚更諸事御縮方之義村々役人共へ嚴重申談置候
右奉言上候、以上

午

十月七日 石川良之助判

以別紙奉申上候新川郡嶋組之内新庄新町之者共、先達而家流失後同所続荒川村へ転地之義種々願方仕居候由二御座候処、前月下旬、右新庄新町之内家数五十七軒荒川村領へ転地被開届、残之分新庄新町居住之趣二夫々御郡所へ被申渡候躰二承請申候
右奉言上候、以上

午

十月七日 石川良之助判

新川郡御本役方為御用木村亀太郎同道、当月八日魚津出足仕、北野村へ本郷谷黒川村早月谷之内所々相廻、昨十日罷帰申候、承合之趣左二奉申上候

一、相廻候在々指掛火賊等異変之義無御座御静謐二御座候

一、当時刈入方相仕廻、麦・菜種も刈込候躰、且当作之義者不宜、平均六、七歩位之作躰二見聞仕候、併秋縮御収納御請も前月上旬比へ追々一統仕候由二御座候、畑物・大豆・小豆等者都而不十分不出来之躰二見聞仕候

一、相廻候内流浪躰紛敷者見当不申、人氣穩二見仕仕候、猶更火之元等御縮方之儀村々役人共へ申談置候
右奉言上候、以上

午

十月十一日 山本松太郎判

新川御郡内御本役方為御用田宮栄三郎同道、午十月十二日魚津発足仕、東加積組之内角川谷筋へ片貝谷等山田村詰迄相廻、同十四日罷帰、承合之趣左二奉申上候

一、当年立毛出作方之様子承合候処、其村柄二依り善悪之多少も御座候由二而、晚稲勝二作り候ヶ所者先相応之作躰之由二候へ共、其余多分不作之躰二御座候、且大豆・小豆出作方之儀者去年程二ハ無御座躰二候へ共、先相応之作躰

之由二候、尤当町麦・菜種蒔立方も去年同様蒔込候躰二承合申候

一、相廻候所々紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐二御座候、猶又惣而御縮方之儀村々役人共へ嚴重申談置候

右奉言上候、以上

午

十月十五日 永田俊三判

御本役為御用午十月十二日鈴木勝次郎同道魚津発足仕、新川郡下布施組三日市村等へ境詰迄相廻、同十五日罷帰申候、所々見聞之趣左二奉申上候

一、当年出作之様子承合候処、去年へ二割方も不宜候躰申内、早稲之儀ハ別而出来劣り、三日市村辺等所々其場所二依り候へ共、過分白枯等二相成候躰、且片山掛り之儀ハ平里向へ少シ宜由、尤当年ハ歳並へ尿物余斗相用ヒ候御田地ハ稲太り仕候へ共、前件之通枯穂勝二相成、実入方も却而不宜躰二御座候、併刈入之時節ハ天氣廻二而米乾シ揚方宜、其以来人氣も余程取直り候躰二御座候、且又此日追々御収納用意方心掛罷在候由二而、何方も彼は申立候儀も無御座躰二承受申候

一、雜穀類之様子承合候処、大豆・小豆之儀ハ相応之躰二御座候、將又麦・菜種も先達而以來追々蒔附、此日生立方宜世話罷在候躰二見聞仕候、尤当年米高直二御座候故、来春之取続方可仕ため麦ハ余程余斗蒔下シ候躰二相聞得申候
一、境御関所暨越後筋之様子手筋を以承合候処、指掛り相変儀無御座躰、其外相廻候村々異変之義見聞不仕候、猶更所々役人共并御役先藤内共へ火賊御縮方之儀嚴重申談置候
右奉言上候、以上

午

十月十六日 原貞之丞判

戊午

新川郡本役廻二罷出候
十月廿八日 同心横目共調理書七通

成

魚

一、新川御郡内本役為御縮方同心横目共平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ、十月四日分同十五日迄之内段々相廻候而見聞候様子別紙七通指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其候奉入御覽候

一、今度外国御奉行御越ニ付、巡見上使之節之振合を以与力一人同心三人召連、新川郡・射水郡之内御奉行衆道筋前後相廻候様申付候義ハ即以岡嶋左膳等申上候通ニ御座候、巡見上使之節ハ右一手合斗ニ御座候様相見え申候ニ付、今度も是而已ニ而可宜候へ共、当秋所々毀方も仕、御郡方人氣不静ニ而ハ無御座候へ共、作鉢も余り不宜、少シ今度御奉行衆御巡見何となく懸念ニ奉存候、且者御奉行衆之様子等も右与力より追々可申越義ニハ御座候へ共、是又如何様之様子合ニ候哉御巡見上使とハ少シ事變り候様ニも被存候ニ付、今度私了見を以別ニ同心横目之内一人、平同心四人一手合ニ而、御奉行衆道筋近在用意不申様、外御用ニ而出役掛ニ仕相廻り可申旨申渡置候、右之訳合ニ付各自も月並廻之名目ニ申付置候義ニ御座候、以上
(マ)

戊午

十月廿八日 成——判

(朱筆)「以戸田五左衛門上ル」

魚

一、新川郡金尾新村領等百姓騒立候趣意之義聞探り候処、嶋組・高野組・広田組之内常願寺川用水ニ而御田地相養候処、当春地震後之出水ニ而、右用水火ニ埋潰一円水通不申干損仕、其余水損ニ而砂入之処二度植付仕候ケ所、去年与者五歩斗作鉢悪ク十村見立之上、前月上旬御貸米相願候へ共、今更御聞届無之何茂困窮之鉢ニ御座候、乍去敢而渴命ニ及候場合ニ候義無御座様子候へ共、追付外国御奉行等御通行前段之通相騒候へ者、御貸米も早く埒明可申与之存念与愚察仕候旨、右ニ付出役罷在候与力高木森大郎分申越候、此趣時宜

ニより御用番へも達可申与奉存候

一、昨日以御執次申上置候礪波郡立野辺騒立候様子之委細ハ未相知不申候
右謹而奉言上候、以上

戊午

十一月五日 成——判

(朱筆)「右以和田数馬上ル」

越中筋盜賊改方為御用午十一月八日魚津罷立、同十二月十一日右御用相仕廻罷歸申候

礪波郡

一、今石動・福光新町・城端・井波・杉木新町・戸出村、右泊所并近在共相替義無御座候

一、城端・井波産物絹等直段高直ニ御座候得共、可也引方宜与申事ニ承り申候
一、五ヶ山組手代福光新町旅宿江呼出、五ヶ山之様子承り候処、相替義無御座、尤流刑人異変無御座旨申聞候

射水郡

一、三十三ヶ村古府村・氷見・放生津・高岡・上関村・大手崎村、右泊所并近在相替義無御座候

一、伏木湊江相替義無御座候

新川郡

一、東岩瀬・東水橋・上市村・住吉村、泊所并近在相替義無御座候

一、富山町同御領内相替義無御座候

一、飛州筋相替義無御座候

一、下村木村・三日市村・浦山村・舟見村・泊町・石田村并近在共先達而申上候
外相替義無御座候

一、境御関所等相替義無御座候

一、越後筋等夫々聞合候へ共、相替義無御座候

一、三御郡町在共米穀高直故何与なく人氣悪敷見聞仕候

一、諸浦共秋以来不獵ニ御座候得共、敢而困窮仕候躰無御座候

一、浦々ニ而異国船取沙汰何等も承り不申候

一、洩物荷等無心覚品見聞不仕候

一、御郡奉行等都而遠所在勤之侍中暨御郡附所役人共異変之義相見え不申候

一、秋火賊注進仕候者止宿所江呼出、相調理候へ共、手懸無御座候、尤陰聞・藤内共へ無油断承り合候旨夫々申渡置候

一、止宿等之役人共并十村手代止宿所へ罷出候二付、諸事御縮方嚴重申渡置候
右三御郡共相廻見聞之趣如斯ニ御座候、且又手合田中儀六郎等廻先ニ而承り合候趣委曲言上仕候様申渡置候、以上

午

十二月 阿閉小右衛門判

成瀬主税様

魚津

一、越中筋盜賊改方為御用与力阿閉小右衛門義、同心横目田中儀六郎等召連、十一月八日出立仕、三御郡夫々相廻り候而、十二月十一日罷帰申候二付、所々見聞之趣別紙調理書指出候二付、其俣奉入御覽候

一、右調理書之内下村木村・三日市村等近在先達而申越候分相替義無御座旨有之候ハ、即当月初、駒町辺百姓共願方之義ニ付騒立候、右之外相替儀ハ無之与申義ニ御座候

一、手合田中儀六郎より申越候趣之内、当時御収納方之様子承合候処、此日過半納方仕、今七比比「一直候へハ皆済ニ相成候躰ニ承受申候由、且諸浦獵業之様子不獵与申慣候へ共、実ハ少々宛獵御座候躰ニ見聞仕候旨、右之外相替義申越不申候

但右此日与ハ当月十日過比之義ニ御座候

一、百姓共騒立候義、外々与違越申筋者、秋之比ハ是迄毎度有之事ニ而、十村共杯格別之事ニも不存候へ共、当秋ハ御当地向山之一件ニ付、穿鑿方嚴重役人々々之耳ニも立候義与申沙汰有之候旨、先日於此表承り候二付、其時分魚

津与力荒尾儀左衛門、同心横目山本松大郎出府罷在候二付、様子尋候処、是迄一向無之与申ニ而ハ無御座候へ共、毎度有之事与申ニ而ハ無御座旨申聞候、其比右阿閉小右衛門幸御郡廻出役中ニ御座候二付、年々之様子承合可申越様申遣候処、成程先年大不作之節ハ、礪波・射水之内、夜中竹筒を吹、騒き候義有之候へ共、近年右様之義ハ無御座躰ニ而、毎度有之候与申義ニ而ハ無御座旨ニ承合候段申越候

一、前文於此表之取沙汰ハ即御算用場内より出候沙汰之様子ニ御座候、左候へハ当秋以来少ト毎度之事ニ而、十村共手前迷惑ニ存、是迄越中ニ而ハ常之事ニ御座候杯申拔ケ之為メ申出シ候様之義無御座共難申、万一右様之義不図広コリ候而ハ無御座哉与、誠ニ是ハ私之愚察ニ而申上候も奉恐入候へ共、私ハ右様奉存候、私手合与力共等ハ兎角秋以来御郡方下々勢ヒ強ク相成居候様申候、即小右衛門調理書ニも人氣あしく見聞仕候段調御座候、誠ニ秋以来毎度騒々敷義奉恐入候

一、魚津へ近年引越被仰付候御馬廻之内不破秀之進義、今度組外江御指加、此表へ出府可仕ニ付、当十七日家内引連、魚津表罷立候旨同心横目より申越候
右謹而奉言上候、以上

戊午

十二月廿七日 成瀬主税判

(朱筆) 「以高田久兵衛上ル」

(裏表紙)

「(朱筆) 『百廿枚折六十枚』」

付記 まず史料翻刻の掲載に御快諾いただいた金沢市玉川図書館近世史料館の関係者の方々に謝意を表します。また安政の大災害関係史料とともに調査していただき、原稿にも目を通していただいた嶋本隆一、裏野哲行、高野靖彦の各氏にも改めて謝意を表します。